

令和5年 多賀町議会3月第1回定例会会議録

令和5年3月3日（金） 午前9時28分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久良 君	福祉保健課長	林 優子 君
副 町 長	小 菅 俊二 君	産業環境課長	飯 尾 俊一 君
教 育 長	山 中 健一 君	地域整備課長	藤 本 一之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正浩 君
総 務 課 長	石 田 年幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税務住民課長	岡 田 伊久人 君	監 査 委 員	寺 西 久和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（3月3日～24日 22日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 施政方針および行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 同意第2号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求め
ることについて

日程第8	同意第3号	多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第9	同意第4号	多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	同意第5号	多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	同意第6号	多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	同意第7号	多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	同意第8号	多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14	議案第9号	多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例について
日程第15	議案第10号	多賀町個人情報保護審査会条例について
日程第16	議案第11号	多賀町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第12号	多賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第13号	多賀町立認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第14号	多賀町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第15号	多賀町立幼稚園使用料条例を廃止する条例について
日程第21	議案第16号	多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第17号	多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第18号	多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第19号	多賀町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第20号	多賀町立博物館設置条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第21号	多賀公園、および四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
日程第27	議案第22号	高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理

		者の指定につき議決を求めることについて
日程第28	議案第23号	令和4年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について
日程第29	議案第24号	令和4年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第30	議案第25号	令和5年度多賀町一般会計予算について
日程第31	議案第26号	令和5年度多賀町国民健康保険特別会計予算について
日程第32	議案第27号	令和5年度多賀町介護保険事業特別会計予算について
日程第33	議案第28号	令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第34	議案第29号	令和5年度多賀町育英事業特別会計予算について
日程第35	議案第30号	令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について
日程第36	議案第31号	令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について
日程第37	議案第32号	令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について
日程第38	議案第33号	令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について
日程第39	議案第34号	令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第40	議案第35号	令和5年度多賀町水道事業会計予算について
日程第41	議案第36号	令和5年度多賀町下水道事業会計予算について
日程第42	認定第37号	町道路線の認定について
日程第43	発委第1号	多賀町議会の個人情報保護に関する条例について
日程第44	請願第1号	精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願

(開会 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年3月第1回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(松居亘君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案7件、議案28件、認定1件であります。また、議会より提出いたしました案件は、発委1件、請願1件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

9番 川添武史議員 10番 山口久男議員

を指名いたします。

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月17日開催の議会運営委員会において、本日3月3日から24日までの22日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より24日までの22日間に決定しました。

○議長(松居亘君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の4点について報告いたします。

第1点目は、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願1件を受理しました。

第2点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情1件を受理しました。

第3点目は、1月に実施された出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり、報告がありました。

第4点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員

派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第4 「施政方針および行政報告」を行います。

町長から施政方針および行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和5年3月第1回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3年にわたり私たちの生活に我慢、辛抱という制限を強いてきました新型コロナウイルス感染症は、この3月13日、マスク着用が個人の判断に委ねられることとなります。また感染症法上の位置づけにつきましても、5月8日のゴールデンウィーク明けから、季節性インフルエンザと同じ5類に移行する方針が正式に決められています。このような状況の中、少しずつコロナ前の生活に戻ろうという動きもありますが、この3年間、人々の生活を大きく変容させてきた影響は大きく、これからの社会は、コロナ前に戻るのではなく、新たな社会へと進むのではないかと予想されます。テレワークやウェブ会議などによる働き方の変化、それによる時間の使い方の変化、生き方、家族の在り方などの価値観の変化、それらに伴う地方移住の選択など、インターネットを介した大きな社会の変化が今後多賀町でもますます進むのではないかと考えています。

また、コロナにより人と人が直接会う、人が集まる、会食をするといったコミュニケーションの機会は確実に失いました。その経験を経て、私たちは人と人がつながり交流すること、旅行をすることなど、人の五感に刺激を与えることの重要性もまたコロナ禍から学んだと言えます。

コロナによる社会の変化の中で、今後戻るもの、戻らないもの、戻したくないものを見定めながら、多賀町として何が必要なのか、どこを目指していくのか、引き続きしっかりと考えてまいります。

それでは、本定例会に提出をいたします議案でございますが、同意案件7件、条例案件12件、令和5年度一般会計および特別会計予算12件のほか、合わせて36件でございます。本定例会には数多くの議案を提出させていただきました。いずれも重要な議案でございます。慎重なご審議を頂き、適切にご決議賜りますようお願い申し上げます。

そのうち、今回提出をさせていただきました令和5年度一般会計予算案でございますが、総額は49億7,200万円となり、また、令和4年度当初予算と比較しますと、コロナ感染症対策費や久徳地先のこども園建設事業費が減少したことにより、7億7,800万円、13.5%の減額となりました。来年度は、町長として4期目の最終年度を迎えます。来年度予算には、現在の課題解決への取組や将来に向けての方向性を示し

つつ、厳しい財政状況や将来への負担を考慮した予算編成を行いました。

まず、最も重視します子育て・教育熱心のまちづくりにおきましては、早くから少子化問題を最も大きな課題と考え、1期目より15年間継続して取り組んでまいりました。県内初となりました中学生までの子どもの医療費の無償化をはじめ、こども園の開設、民間保育園の誘致などの就学前教育、保育の充実、若者の定住支援への取組など、子どもを産み、育てる若者世帯が、安心して穏やかに住み続けられる環境を整えることにより、ようやく3期目頃より実りが表れてきたと思っております。多賀町は子育てしやすいというイメージを多くの方々に持ってもらえることができたことにより、民間による住宅団地の造成へとつながり、販売も順調で、流入人口の増加にもつながっております。人口の増加に向けた多賀町の潜在力が増したものと思っております。しかしながら、先ほども申しましたが、ここに至るまでには、10年以上という長い期間と一定の費用も要しました。特に少子化問題は、まだまだこれからが正念場と言えます。

まず、令和5年度からは、子育て世帯に対する経済的負担を軽減するとともに、少子化対策として、第3子以降の義務教育期間までの給食費および保育園などの副食費を無料化をさせていただき議会に提案をさせていただきます。全ての子どもたちの給食費、副食費を無償化をと自治体もありますが、多賀町におきましては、一定のご負担をお願いした上で、さらなる教育環境の充実を図ってまいりたいと思っております。今後、確実に教育環境の中心となる学校施設の老朽化が大きな課題、問題となってまいります。現在、教育委員会では今後の教育の在り方について検討を頂いておりますが、その中で、学校施設の将来的な在り方も検討を頂きます。多賀小学校北校舎の老朽化が顕著な例ではありますが、それと合わせて、多賀・大滝小学校の在り方、中学校と小学校の在り方など、多賀町の子どもたちの学びの環境のさらなる整備に向けて準備を今始めなければなりません。多額の費用を要する施設整備のためには、基金も造成をしていかなければならないと考えております。財源には限りがあります。また成果はすぐには表れません。必要な施策を計画的に実施していく、今から10年、15年先を見据えた取組を進めることにより費用の負担の平準化も図らなければならないと考えております。

また人口の確保、定住化の推進、若者世帯の流入促進は、現在もまだ喫緊の課題でもあります。一時は消滅自治体に名を連ねた多賀町ではありますが、ここ数年は新たな団地造成などにより、この言葉が脱却をしたものと思っておりますが、まだまだ安心できる状況、段階ではありません。特に、若者世帯の流入が少ない大滝地域におきましては、官民連携による住環境整備や空き家、空き地問題と移住促進を同時に解決できるような施策など、5年程度の期間で新たな施策に着手する必要があると考えております。

そのほか、安心して暮らせるための基本となる上水道の強化、8号バイパスとスマートインターチェンジが連動した新たな町の姿の構築、新たな産業、企業の誘致など、10年、15年以上先ではありますが、時間はすぐに経過します。今から検討し、準備し、蓄えることを始めるための年となるよう、令和5年度も議員の皆様とともに、職員共々

努力をしてまいりたいと思っております。議員の皆様には、この現状をご理解いただき、課題を共有していただき、同じ方向を向いて町民の皆様への負託に応えてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞご協力、ご支援、よろしくお願い申し上げます。

なお、令和5年度予算の詳細の内容につきましては、副町長、各担当課長からそれぞれの会計ごとにご説明申し上げますので、ご審議よろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和4年度末を迎え、行政の近況についてご報告をいたします。

まず初めに、企画課所管についてであります。(仮称)結いの森公園整備工事につきましては、現在、一次造成での掘削、盛土に必要な搬入土を受け入れ、引き続き敷地造成、雨水排水設備などの工事を進めてまいります。工事期間中は、結いの森や杉の子作業所を利用される皆さん、地域や近隣の耕作者の皆さんにご迷惑とならないよう、細心の注意を持って安全管理、現場監理に努めてまいります。

また、大滝地域の活性化では、NPO法人おおたき里づくりネットワークの皆さんでおおたき給食弁当、子どもの居場所づくりに続く配送、移送サービスの取組に向けた準備を始めていただいております。様々な課題はありますが、着実に形となりつつあると思っております。地域に密着した活動は、地域の皆様のご理解があつてこそ成り立つものでございます。皆様のご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

次に、税務住民課所管では、町財政の根幹をなす税の状況であります。3年にわたるコロナの影響を脱しつつある中、業績が上向いてきた企業も見られるようになり、令和4年度当初予算額と比較して約1億1,000万円増額の約17億4,000万円の徴税を見込んでおります。コロナの影響、燃料費、電気料金をはじめとする物価高騰による厳しい財政状況にありながら、納税者の皆様の高い納税意識に大変感謝を申し上げますところでございます。

また、マイナンバーカードの交付状況であります。令和5年2月末の交付件数は5,074件、取得率67.4%となりました。今後も、カードの取得推奨の広報活動や出張窓口、第2日曜日の交付窓口の開設など、利用しやすい環境を整えて、カード普及促進に努めてまいります。

次に、福祉保健課所管では、2月の臨時議会でご承認を頂きました伴走型相談支援および出産・子育て応援給付金の一体的事業に着手いたしました。妊娠期から出産・子育てまでの一貫した相談に応じる伴走型相談支援の体制を図るとともに、出産・子育て世帯等への経済的支援を一体的に行ってまいります。妊婦・子育て世帯の方々の孤立感や不安感を取り除き、安心して出産・子育てができる多賀町であるよう引き続き努力してまいります。

産業環境課所管の農業関係では、去る2月26日、農業・農山村を考えるつどいを3年ぶりに開催しました。当日は、多賀のうまい米コンクールの表彰式の後、本町でブランド化を目指すシャインマスカット栽培の普及推進のための取組や大滝たきのみやこども園での農業体験学習の報告、さらには、獣害対策としてニホンザルの対策状況と今後

について研修を深めていただきました。また、午後には、親子を対象にした多賀にんじんの収穫体験や間伐材を活用したスウェーデントーチづくりを体験していただき、多くの方に本町の農業および林業への関心を深めていただくことができたと考えております。

地域整備課所管では、多賀スマートインターチェンジ整備事業の状況であります。下り線の工事は順調に進んでおり、いよいよこの下り線の供用開始が近づいてまいりました。既に料金所の整備工事も完了し、開通を待つばかりの状況となっております。

次に、教育委員会所管では、学校教育課所管では、先月末、鳥取県三朝町の、提携をしております三朝町の小学校と多賀町の小学校との交流事業を行いました。学校に配置をしておりますGIGAスクールの端末を使って、自分たちの紹介したいことをまとめ、オンラインで地域や学校を紹介し合いました。お互いの学校や地域について知るとともに、自分たちの学校やふるさと多賀のよさについて改めて考える機会となりました。今後とも、三朝町との交流を推進していくとともに、様々な教育活動におきまして、GIGAスクール端末の積極的な活用を図ってまいります。

教育総務課所管では、子育てニーズに応えるべく整備を進めております久徳地先のこども園の工事が、一部設備の入荷が間に合わない状況から、工期を本年4月末から開園を6月とさせていただきます。こども園の開園をお待ちいただいている皆様には大変ご苦勞をおかけすることになりますが、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、生涯学習課所管では、1月8日に多賀結いの森において令和5年多賀町はたちの集いを挙行了しました。令和4年4月に民法が改正され、成人年齢が18歳となって初めての式典で、名称をはたちの集いとして、今年度二十歳を迎える皆さんを対象に開催しました。昨年は、新型コロナウイルス感染対策のため、来賓の方々を限定しておりましたが、今年度はコロナ禍以前と同様の来賓の皆様にお越しいただきました。当日は、心配した天候にも恵まれ、対象者85名のうち71名の成人が出席され、恩師の方々の温かいメッセージを頂き、議員の皆様とともに二十歳の門出を祝福させていただくことができました。

また、1月28日、29日には公民館まつりを開催しました。令和2年、3年はコロナ禍により開催を断念しておりましたが、今回、新公民館となって初めて開催することができました。ホールでは文化展、ステージ発表、そして園、小、中学校の書道などの作品の展示、そして児童室では子育てサークルたんぽぽの皆さんによる子ども広場の開設や杉の子作業所さんの販売ブースもあり、2日間で延べ1,200名の方にご来場いただき、コロナ禍でも活動を続けてこられた地域の方々の待望の発表の機会となりました。引き続き、生涯学習の拠点施設として、多賀町中央公民館「多賀結いの森」のさらなる活性化を進めてまいります。

以上、3月議会定例会の開会に当たり、今年度から来年度、そして10年、15年後に向けた町の課題や方向性、そして今現在の行政の近況についてご報告させていただきます、

開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） これで施政方針および行政報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 閉会中の事務調査、税務住民課所管の報告を行います。

総務常任委員会は、令和5年1月31日午前9時から11時30分まで、委員全員と執行者側より副町長、岡田税務住民課長。野口課長補佐、江畑係長の出席を求め事務調査を行いました。その結果を会議規則の規定により報告いたします。

最初に、1月25日の異常寒波により26日にかけて多くの住宅で水道管の凍結、破裂など、多賀町の平地をカバーしている大谷、梨ノ木の大容量の配水池が渇水する状態になり、水道課職員が2日間の徹夜勤務。また、地域整備課職員をはじめ多くの職員が土曜日、日曜日と休日出勤され、水道検針員の協力を頂き全戸の漏水調査をされ、無事に難局を乗り越えられたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

1番、税務住民課の所管事業については、岡田課長から説明を受け、質疑を行いました。町税の収納状況は12月末日で、予算現額16億2,836万円、収入済額は13億2,798万円で、率にして75.4%、あと3か月で例年どおりの収入は確保可能との説明がありました。

また、戸籍・住民基本台帳事務では、4月1日から12月31日までで所帯数は7所帯増の2,913所帯、総人口はマイナス51人で7,465人、うち65歳以上高齢者はマイナス23人で2,499人で、高齢化率は33.48%となりました。

マイナンバーカードの交付状況は、11月から第2日曜日を開庁し、また会計年度任用職員を3名増員をし、申請業務がスムーズになり、大きく増加をいたしました。12月末日では4,446人、59.1%、また1月30日現在では7,427人、62.8%となりました。

また、福祉医療事業では、乳幼児、重度心身障がい者、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らしの寡婦等の方が医療機関を受診されたときの自己負担額の一部か全額を補助する。また、子育て応援医療費助成制度の見直しを行い、町独自で小学生、中学生の医療費の自己負担分を無料化を実施している、対象者は13事業で1,552人となっているという説明を受けました。

主な質疑を紹介します。マイナンバー交付にかかる時間はどのくらいかかるのか、また平日の混み具合はの質問に対し、マイナンバーカードの交付は機械2台で作業しており、1人約15分単位で取り組んでいる。マイナポイントなどの要望を受け付けると30分程度かかると説明がありました。12月はマイナポイントが締め切られるとのこと

で待ち時間もありません。しかし、2月が最終期限になっておりますので、相当混み合うのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、取らなかった場合はどうなるのかという問いに対しましては、強制ではありません。しかし、保険証、免許証として利用される予定であり、コロナワクチン接種同様に基本的には意思確認をし、出張申請や来庁をお願いしたいと考えていると答弁がありました。

国は、マイナンバーカードの取得は強制ではないと言いながら、国から交付金を取得率で配分すると言っているが、町としてどのように捉えているのかという問いに対しまして、国はデジタル経費として500億円の配分に一定の高いところに配分するとしている。3分の1以上が境目と言われており、多賀町は既に超えており、配分は受けられると思っているとの答弁がありました。

2番目に、固定資産税の徴収業務について説明を受け、質疑を行いました。納税義務者は、土地が個人、法人含めて4,935人、家屋は個人、法人含めて3,597人、償却資産は423件となっているとの答弁がありました。収入の推移では、令和2年度、10億9,474万円、令和3年度は10億4,900万円、4,574万円の減少、収納率は99.75%、令和3年度は99.7%で0.05%下がっている。滞納者数も130人と増加傾向にあると説明を受けました。

主な質疑としましては、どのような方が滞納者になっているのかの問いに対しまして、所有者の不明が多い。転出して所在不明、また生活保護世帯になられた方、施設に入居された方などが増えている。相続ができていないため、誰から徴収をするのか分からない件もあるとの答弁がありました。

相続放棄など多くの問題が出ている。国は死亡届時に相続義務を進めるとしているが、いつからかという問いに対しまして、令和6年度に施行し、3年以内に登記の義務化になる。その辺から変わるんじゃないかと思っているとの答弁がありました。

また、国民保険事業について説明を受け、質疑を行いました。国民健康保険の加入所帯数は、令和4年12月現在994所帯、1,550人。保険税は所得割と平等割は1所帯につき、また均等割は加入者1人について徴収、低所得所帯には軽減措置もありますとの答弁がありました。

収納状況としては、令和3年度の決算は1億5,353万円、96.79%、令和4年度12月現在、1億219万円、68.13%で、療養給付費、療養諸費、高額医療費など令和3年度は5億9,898万円と説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑では、高額医療費の額はどのくらいか、また何人に還付されているのかの問いに対しまして、令和3年度は8,443万円、月約90件であると答弁がありました。

また、人間ドックの補助金は、何人が診察されたという問いに対しまして、令和3年度は129人、補助率は2分の1で、最高2万円の補助との答弁がありました。

また、滞納者の保険証はどうなっているのかという問いに対しまして、短期保険証は

5所帯で9名、資格証明書は1所帯1名を発行していると答弁がありました。

後期高齢者医療事業について説明を受け、質疑を行いました。平成20年度からスタートし、75歳以上の全ての方が対象であり、令和4年12月末現在は1,339人が対象者であると答弁がありました。保険料は、令和4年度から均等割は1人4万6,160円と所得割は8.7%であると答弁がありました。また、収納状況では、令和3年度は8,165万円、99.82%、令和4年度12月末では5,257万円、63.77%であると答弁がありました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療事業にはがん検診や人間ドックの補助はないのかという問いに対しまして、ありません。個別の医療機関に自分で受けていただき、後期高齢者広域連合から保健師1人分の人件費が出てますから、医者にかからなくても良いように元気な健康づくりをしようとする制度に流れは変わっていると説明を受けました。

以上で、閉会中の税務住民課に係る調査結果の報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の調査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

1月13日午後1時30分より、委員全員と議長、執行者側より副町長、地域整備課長、同課長補佐および担当係長と主査の出席を求め、委員会を開きました。

多賀町上水道事業および施設の現状について、所管事務調査を行いました。浄水場施設は5か所、配水池は8か所、加圧所は3か所、水源地は6か所です。浄水場の施設概要について申し上げます。敏満寺浄水場について、水源は中川原と敏満寺と土田の3か所であり、計画取水量は1日当たり2,446㎥で、処理方法は塩素消毒、給水区域は多賀、月之木、中川原、敏満寺、尼子であります。

次に、川相浄水場について、水源は場内にあり、計画取水量は1日当たり3,450㎥で、処理方法は膜ろ過と塩素消毒、給水区域は川相、小原、一ノ瀬、藤瀬、高取、富之尾、梨ノ木、楢崎、守野、久徳、木曾、四手、大岡、八重練、栗栖、水谷であります。

次に、仏ヶ後浄水場について、水源は萱原であり、計画取水量は1日当たり1,430㎥、処理方法は膜ろ過、活性炭素処理、塩素消毒、給水区域は萱原、樋田、仏ヶ後、大杉であります。

次に、南後谷浄水場の水源は南後谷であり、計画取水量は1日当たり202 m³で、処理方法は緩速ろ過、軟水処理、塩素消毒、給水区域は南後谷、佐目、霜ヶ原であります。

次に、大君ヶ畑浄水場について、水源は大君ヶ畑であり、計画取水量は1日当たり34 m³、処理方法は膜ろ過、塩素消毒、給水区域は大君ヶ畑でありますとの以上の説明がありました。

次、上水道施設についての説明の後、敏満寺浄水場と仏ヶ後浄水場の2か所の現地視察を行いました。

次に、以下、質疑の主なものを申し上げます。敏満寺浄水場では、4分ごとに警報と復帰を繰り返しているが、異常を知らせる警報ではないのかとの質疑に対し、敏満寺浄水場内にある浅井戸の警報が発報しており、今の時期は渇水期になっており、水量が少なくなっています。ポンプで水を上げていますが、ポンプが空回りしてはいけませんので、ある一定の量まで水位が下がるとポンプが停止するようになっています。井戸の水位がある程度回復したら再び稼働するようになっています。十分な水量があるときならそのサイクルは長いですが、渇水期の水位の低下による発報ですので異常ではありませんとの答弁がありました。

警報情報は役場でも分かるのかとの質疑に対し、役場内の中央監視装置で水位の常時監視を行っており、その状況をグラフで表示できるようになっていますとの答弁がありました。

仏ヶ後浄水場は、川相配水池にポンプを使って送水しているということだが、ポンプの能力はどれくらいなのか。送水ポンプの効率性はどうかとの質疑に対し、設計段階で、どこの高さからどこの高さに送るかによって、その能力に応じた送水ポンプを選定しています。仏ヶ後浄水場の送水ポンプについても、川相配水池との標高差から能力的には適正なものとなっています。浄水場から送水している配水池は、常に浄水場よりも高い位置に設置されています。各家庭に配水するときには水圧が必要となりますので、高い位置に配水池を設けて、高低差を利用して安定した水圧で供給をしています。基本的には、浄水場から配水池に送るときは、送水ポンプが必要ですよとの答弁がありました。

次に、停電時における対応はとの質疑に対し、多賀町は基本的に配水池から高低差で配水しています。水谷地区と南後谷集落の一部ではポンプの圧力で配水していますが、その他は基本的に配水池からの配水には電力は必要ありません。配水池の貯水量も、火災時の使用量も考えて余裕を見ており、ある程度はカバーできる状態です。ただ、配水池へ送水する場合、敏満寺浄水場については、停電時には送水できないこととなりますので、長期の停電になれば、有線放送や広報車等で節水をお願いする広報をさせていただきますとの答弁がありました。

老朽管の更新についての質疑に対し、老朽管については、平成元年から下水道事業が始まり、その事業とともに水道管も大半は入れ替えています。また、農業集落排水事業の中でも水道管を同じように布設替えを行いました。ただその後、20年、30年が経

過しており、古い管や管種に関しては順次更新を行っているところであり、更新化率は90%程度ですとの答弁がありました。また、川相配水池から大谷配水池に送っている送水管が約5kmありますが、この管は約50年が経過しております。铸铁管のため耐用年数は長いですが、5kmの送水管を布設替するためには相当な費用が必要です。川相からの送水はできれば早い段階で断ち切れるように、平たん部は平たん部の水で賄えるようにしたいと考えています。そうすれば、大滝地区の水を川相配水池だけの水で十分賄うことができます。今の仏ヶ後浄水場へ川相の水源を送水できれば、仏ヶ後浄水場の水源は今よりもっと安定しますと、現在の表流水に比べ、地下水ですから、水質も安定させることができます。ただし、仏ヶ後浄水場まで送るための導水管の整備が必要になってきますとの答弁がありました。

配水池の容量についての質疑に対し、配水池の容量を大きくして、余裕を持たせればよいと考えがちですが、全ての上水道は、最終的には塩素消毒をした後の水を供給しています。長い時間が経過すると、残留塩素が失われ、消毒が不十分な状態になるので、あまり大きくしすぎて水が巡回しないというのは好ましくありません。将来設計も考慮した給水面積や給水量を基に配水池の大きさを決定する必要がありますとの答弁がありました。

最近の物価上昇により、いろんな面でコストが上がっているが、水道料金についての値上げについては考えているのかとの質疑に対し、現時点での値上げということについては、まだ考えていません。今後管路の整備や敏満寺浄水場の整備等、水道施設の計画的な更新を検討していくためには多額の資金が必要です。令和3年度時点で現金が6億円ほどたまっていますが、それ以上の資金が必要になってきますので、長期的に考えると、料金の値上げも考えていかなければいけないと思っています。12月議会でも上水道の電気料金高騰の関係で補正予算をお願いしたところですが、確かにここ数か月の電気料金は相当上がっていますし、各ご家庭も影響が出ている状況です。その関係で資材等も値上がりをしています。一時的なものに対して、なかなか料金にまで反映するのは難しいです。これが恒常的な状態ということであれば、緊急的に料金のこともある程度考えていかなければいけないと思いますが、1年程度でまだ状況が変わるということであれば、料金に連動させるのは早いかなと思います。一般会計から繰入れをしていただいているような状況の水道会計であり、協議をしながら決めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

犬上3町と彦根市と各水道料金がどのようになっているのかとの質疑に対し、多賀町の水道料金は、県下でも4番目か5番目ぐらいに高くなっています。彦根、甲良、豊郷の水道料金は多賀町よりも低くなっていますとの答弁がありました。

上水道の収益的収支は7,300万円程度であり、その一部を留保資金として積み立て、それを資本的支出に充当されている。今後の収支見通しについてはどうかとの質疑に対し、多賀町は企業の使用量が多く、収益的収支は安定しています。一方で水道事故

を起こしたときの補償も大きいことから、安定して必要な水量を確保することが必須であります。そのため水道施設をどのように維持させるかが大事であると考えています。

現金は6億円ぐらいでやっていけるのか、留保資金の確保はどうかの質疑に対し、今年電気料金の値上げ等の影響で必要経費が増えておりますが、抑えられるところは抑えて大体同じぐらいの現金が確保できるようにしていきたいと考えています。計画的な設備投資を行うことで、現金の確保に努めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

南後谷は硬度が高いので、各家庭で軟水器をつけられている家庭もあるが、もっと硬度を下げることはできないのか、現状の硬度はどれくらいなのかとの質疑に対し、南後谷に関しては、軟水処理をした水とそのままの水を半々にブレンドして配水しています。軟水処理をした水は硬度がゼロになりますので、半分に落としているという状態になります。南後谷水系の原水の硬度は140ぐらいで、半分の約70ぐらいです。あと、多賀の区域に関していえば、敏満寺浄水場の水は、中川原水源地の水を取水していますので、同じように140から150近い硬度となっています。川相配水池からの水をブレンドしています。川相配水池の水は犬上川水系ですので、かなり硬度は低く、50前後ですので、大谷配水池でブレンドし、硬度が下がっています。実際には多賀の方の硬度でいうと、南後谷よりも少し高く、80から85程度となっていますとの答弁がありました。

次に、びわ湖東部中核工業団地の工業用水の配管ルート、三和シャッターの上下水道の整備はどうなっているのかとの質疑に対し、工業用水は、ブリヂストン前の県道からびわ湖東部中核工業団地の横大字四手の墓地付近の配水池へ送水し、そこからの配水とキリンビールに向かって猿木を通過してマルホの方からキリンビールに入っていく2系列があります。三和シャッターに関しましては、工業団地を造成した段階で上下水道設備は既に入っておりますが、現在は未使用の状態ですとの答弁がありました。

以上で、閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第7 「同意第2号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第13 「同意第8号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」はいずれも多賀町大滝財産区管理会委員の選任についてでありますので、一括議題とします。

7案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第2号から同意第8号の多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、一括でご説明申し上げます。

大滝財産区管理会は7人の委員で構成され、今日まで財産区管理会の運営と山林経営にご尽力を頂いておりますが、今回全ての委員の任期が本年5月31日をもって満了となります。これまで熱意をもって運営に当たっていただきました委員の方々の功勞に對しまして、深く感謝の意を申し上げるところでございます。

今回の改選に当たりましては、7名の方のうち4名の方につきましては、今回新たに選任をお願いし、3名の方につきましては、引き続き再任をお願いしたいと考えております。

委員の選任におきましては、当該地域において山林の管理に深い知識をお持ちである方々をお願いしたく、同意第2号では、新たに多賀町川相、小財康儀氏を、同意3号でも、新たに多賀町富之尾、池本進氏を、同意第4号では、引き続き多賀町榑崎、上田宗男氏を、同意第5号では、引き続き多賀町仏ヶ後、古屋勝博氏を、同意第6号では、同じく引き続き多賀町大杉、林喜代治氏を、同意第7号では、新たに多賀町佐目、西尾速男氏を、同意第8号では、同じく新たに多賀町大君ヶ畑、藤河秀光氏をそれぞれ選任いたしたく、以上7名の同意案件につきまして、多賀町大滝財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「同意第2号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第2号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定しました。

次に、「同意第3号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第3号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」

て」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、「同意第4号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第4号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、「同意第5号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第5号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定しました。

次に、「同意第6号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第6号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定しました。

次に、「同意第7号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第7号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第7号は同意することに決定しました。

次に、「同意第8号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第8号 多賀町大滝財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第8号は同意することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第14 「議案第9号 多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例について」、日程第15 「議案第10号 多賀町個人情報保護審査会条例について」は関連がありますので、一括議題といたします。

2議案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第9号 多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例について」、ご説明申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

この条例につきましては、令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律が施行されることに伴い、各地方自治体が従来運用してきました個人情報保護条例を廃止し、法律に基づく全国的なルールに従い、新たな個人情報保護制度に対応した条例等の整備が必要になったことにより今回制定するものでございます。この条例の制定により、従来、各自治体が分権型により個人情報保護を図ってきたものを、今回の法改正、条例制定により、全国統一的な規律により個人情報保護を図っていくよう改められることとなります。

制定内容につきましては、第1条趣旨では、本条例が国の改正法の施行に関して必要

な事項を定めるものであることを規定し、第2条第1項で、この条例を運用する町の機関を町長、教育委員会および5つの委員会と規定し、2項では町区域内の財産区においても、町の機関と同様、本条例が適用されること、第3項では本条例で使用する用語については、法律施行令で使用する用語を例とする旨定めております。

第3条では、開示請求書の記載事項を想定し、第4条では、開示請求に係る手数料等を定め、第1項で手数料を無料と定め、第2項では、複製や出力したものの交付については、交付に要する費用を負担し、送付を受ける場合も送付に要する費用を負担しなければならないなど、実費の負担について定めております。

第5条、第6条では、訂正請求、利用停止請求の手續に必要な事項は、規則で定めることとし、第7条では、新たに別に定める多賀町個人情報保護審査会条例で定める多賀町個人情報保護審査会に諮問することができる場合を規定しています。

付則の第1条では、この条例の施行日を法律と同様の令和5年4月1日とし、第2条において、現行の多賀町個人情報保護条例を廃止することとしています。

第3条では、第1項から第8項において、前条で定めた条例の廃止に伴う経過措置を定め、旧条例で定めた個人情報を守り、その前後における不正等を排除するための罰則規定等を定めております。

第1項および第2項において、廃止前の条例を「旧条例という」と規定するとともに、旧条例の実施機関の職員等や旧の実施機関から委託を受けた者が知り得た旧の個人情報について、みだりに知らせはならないこと、不当な目的に使用してはならないことなどの義務については、従前の例によることとしております。

第3項では、旧条例に基づく請求に対する開示および訂正等についても従前の例によることとしています。

第4項では、正当な理由なく旧条例で定める個人情報ファイルを提供したときの罰則規定を旧条例第38条と同様に定め、第5項においても、知り得た個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的での提供、または盗用したときの罰則規定を、これも旧条例第39条と同様に定めるものでございます。

第6項では、例えば委託を受けた法人である場合に、第4項、第5項の違反行為があった場合、行為者を罰するほか、その法人や人に対しても同様の罰金刑を科すこととすると定め、第7項で、法人でない団体の場合も、同様の罰則を科すことを定めております。

第8項では、旧条例の廃止前における旧条例の規定に違反した場合の罰則の適用については、従前の例とすることとしております。

次の第4条では、多賀町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正を行うもので、第11条第1項中において、個人情報の保護に関する法律の条文等に合わせた文言の改正を行い、第5条では、改正の際の指定管理者もしくはその管理業務に従事する者、または本条例改正前における指定管理者、もしくは従事する者で

あった者が個人情報を取り扱う場合の義務については、従前の例によるものとしております。

続きまして、「議案第10号 多賀町個人情報保護審査会条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。

さきの議案でもご説明をいたしましたが、令和5年4月1日、国の個人情報の保護に関する法律が施行されることに伴い、全国的なルールで個人情報保護制度が統合されます。本議案につきましても、さきの議案と同様、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、従前の多賀町個人情報保護審査会規則で定める審査会を廃止し、新たに本条例に基づく多賀町個人情報保護審査会を設置し、第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議および事務を行うために定めるものがございます。

制定内容につきましては、題名の次に目次とし、第1章総則、第2章設置および組織、第3章審査会の調査審議の手續、第4章雑則の、それぞれ章名および付則を付し、第1章総則の第1条においては、本条例の趣旨をうたい、第2章設置および組織の第2条において、多賀町個人情報保護審査会の設置および所掌事務を4つ定めています。

13ページ第3条では、審査会の委員の人数を5人以内と定め、第4条で、審査会の委員は町長が委嘱するとし、委員の任期を2年と定めるほか、罷免や職務上の禁止事項等を定めております。

第5条では、審査会の会長を互選により置くこと、およびその職務、また代理規定を設けています。

第3章審査会の調査審議の手續では、第1節審査請求についての調査審議の手續と第2節個人情報の取扱いについての調査審議の手續に分類し、それぞれ行うべき手續について規定をしています。

そのうち第1節の第6条第1項では、審査請求人が審査請求を行う町の機関および議長を新たに諮問庁とし、法律に基づく機関として定義をしています。

第2項で、保有個人情報を2号に分類して定義をし、第7条では、審査会の調査権限を定め、諮問庁に対して保有個人情報の提示を求めること、またそれに対して諮問庁は拒めないこと、保有個人情報に含まれる情報の内容を分類、整理を行わせ審査会に提出するよう求めることなどの権限を付与しています。

第8条では、審査会における諮問庁から提出された資料や行政不服審査法に基づく主張書面等の写しの審査請求人等への送付について規定し、第9条では、審査会の調査審議については、行政不服審査法の適用を受け、調査権限等については、行政不服審査法の規定に基づき付与されるものとしております。

次の第2節、第10条では、第2条における所掌事務のうち、町の機関および議長に対して調査審議のために必要な協力を求めることができるとし、特に必要な場合は、依頼することも可能としております。

第4章雑則の第11条においては、調査審議を非公開とすること、第12条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとし、第13条では、委員に対する罰則規定を設けております。

付則の第1条では、施行日を令和5年4月1日とし、第2条第1項で、旧の多賀町個人情報保護条例により設置された審査会の委員は、本条例に基づく審査会委員へと委嘱されたものとみなすと規定をし、第2項から第5項においては、旧審査会委員の任期、また旧審査会に付された審査請求およびその調査審議の取扱い、旧審査会委員の秘密を漏らしてはならない義務など、さきの条例と同様に、旧審査会から本条例で設置する新たな審査会への移行に伴う経過措置を定めております。

以上、2つの議案につきましての提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより2議案についての質疑を行います。

10番、山口久男議員。

○10番（山口久男君） 議案第9号についてお尋ねをいたします。全員協議会でもお聞きしましたがけれども、確認の意味でもう一度、再度質問させていただきます。

多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例についてのうちの中の第7条（2）の中で、特定の個人を識別するための番号の利用等と書いておりますけれども、特定の個人を識別するためのものというのはどういうものなのか説明をお願いしますか。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 個人とマイナンバーカードが結びついた情報であるかと考えております。マイナンバーです、カードじゃなくてマイナンバーと結びついた情報。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） マイナンバーカードじゃなくてマイナンバーのことなんですか。これが特定の個人を識別するための番号という意味でよろしいということですね。

今までの多賀町の今までの個人情報保護条例の中に、個人情報の収集の制限というのがあるんですけれども、例えば前のやつ、今現在あるやつです、の第7条で、実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないと、そのほかに特に本人の同意があるときは収集ができますというふうには書いてあるんですけれども、今回この新たにできる多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例については、その点についての情報の収集の制限というのは、どの辺に、どこで担保されているのか、お聞きしたいと思います。どの部分ですか。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

それでは、議場の時計で11時ちょうどまで休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

(午前10時59分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石田総務課長。

○総務課長(石田年幸君) お時間頂きましてありがとうございます。

先ほどのご質問の、現在の多賀町個人情報保護条例でうたわれておる第7条の収集の制限という規定ですけれども、新たになったときの場合ですが、4月1日から施行されます国の法律の個人情報の保護に関する法律の中で、この部分は変わっておるんですが、今までは町の条例の中で収集の制限ということをやっておりましたけれども、今回の法律改正によりまして、保有の制限ということでもって収集の制限も図っていくというような考え方変わったというふうな状況でございます。

国の個人情報保護に関する法律の第61条において、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないというふうに定めておりますので、その7条の部分については、この法律の61条でもってカバーをしていくということになるかと考えております。

○議長(松居亘君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第9号 多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第9号 多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第10号 多賀町個人情報保護審査会条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第10号 多賀町個人情報保護審査会条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決さ

れました。

○議長（松居亘君） 日程第16 「議案第11号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第11号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書は17ページをお願いいたします。

今回お願いいたします条例の一部改正は、令和4年3月25日公布、令和5年4月1日施行の滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例に伴い、適用される当町においても所要の措置を講ずる必要があることから条例改正をお願いするもので、多賀町手数料条例の一部の別表第2について、議案書記載のとおり改めるものでございます。

付則では、この条例は令和5年4月1日から施行するものと規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第11号 多賀町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第17 「議案第12号 多賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第12号 多賀町子ども・子育て会議条例の一部を

改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、令和5年4月1日より国においてはこども家庭庁が設置され、こども家庭庁と文部科学省の密接な連携の下、子ども・子育て支援のための施策が総合的に推進されることに伴い、多賀町子ども・子育て会議条例についても、今後、教育総務課と福祉保健課が連携を密に協議を進めていくに当たり、会議の庶務を処理する部署を変更する必要があるため、提案をさせていただくものです。

つきましては、多賀町子ども・子育て会議条例の第8条中の会議における庶務について「福祉保健課」とされているものを「教育総務課および福祉保健課」に改めるもので、付則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第12号 多賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第18 「議案第13号 多賀町立認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 「議案第13号 多賀町立認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、提案、ご説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

現在、多賀町大字久徳844番地1において整備を進めております、多賀町立幼保連携型認定こども園について、本年6月に開園することから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例に定めるものでございます。

第2条において、新たな認定こども園の名称を「久徳うぐいすこども園」、設置場所を「多賀町大字久徳844番地1」とするものです。

また、第5条第1項中、児童福祉法の法律番号を明示しておく必要があるため、「(昭和22年法律第164号)」を追加するものです。

付則として、第2条の改正は、令和5年6月1日から施行するものとし、第5条第1項の改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第13号 多賀町立認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第19 「議案第14号 多賀町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」と日程第20 「議案第15号 多賀町立幼稚園使用料条例を廃止する条例について」は関連がありますので、一括議題といたします。

2議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田学校教育課長。

〔学校教育課長 吉田克君 登壇〕

○学校教育課長（吉田克君） 「議案第14号 多賀町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、提案、ご説明申し上げます。

議案書21ページをお願いします。

本条例は、令和5年5月31日をもって多賀町立多賀幼稚園を廃止するため、幼稚園に関する条文を改正するものであります。

まず、第1条におきまして、「幼稚園、小学校」を「小学校」に改めます。

第2条は、幼稚園の名称および位置に関する条文のため削除し、関連する別表1も削除します。

第3条以降、条の番号や別表番号を繰り上げるものであり、付則として、本条例を令

和5年6月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第15号 多賀町立幼稚園使用料条例を廃止する条例について」提案、ご説明申し上げます。

議案書22ページをご覧ください。

本条例の提案理由は、令和5年5月31日をもって多賀町立多賀幼稚園を廃止するためであり、付則として本条例を令和5年6月1日から施行するものであります。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより2議案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第14号 多賀町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第14号 多賀町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第15号 多賀町立幼稚園使用料条例を廃止する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第15号 多賀町立幼稚園使用料条例を廃止する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第21 「議案第16号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、日程第22

「議案第17号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、一括議題といたします。

2 議案について、提案理由の説明を求めます。

本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 「議案第16号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、「議案第17号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、関連いたしますので、併せて提案、ご説明を申し上げます。

23ページをお願いいたします。

初めに、今回の条例改正につきましては、近年、国内の児童福祉施設において、子どもが被害者となる事故が多発していることから、事故防止の徹底を図ること、また、感染症が蔓延している場合や災害発生時の業務継続について、国において放課後児童健全育成事業および家庭的保育事業の運営基準について関係省令の改正が行われたため、本町においても、国の改正に合わせ関係条例の改正を行い、該当施設を安全、適切に運営していくものでございます。

なお、家庭的保育事業は、0歳から2歳児を2、3名程度預かる小さな保育所を運営する事業のことで、現在本町には該当施設はございませんが、国の省令に合わせて今回、改正を行うものでございます。

それでは、「議案第16号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」でございますけれども、第6条の次に、新たに第6条の2を追加し、安全計画の策定について策定の義務化規定を設けるものでございます。

第1項では、放課後児童健全育成事業者における設備の安全点検、施設における安全指導、職員の研修、訓練の実施を安全計画として策定し、その計画に従い、必要な措置を講ずることとし、第2項では、職員に対する安全計画の周知、研修、訓練を定期的実施することを義務づけるものでございます。

第3項では、施設を利用している保護者との連携を図り、安全計画の内容について周知することを義務づけるものでございます。

第4項では、安全計画の定期的な見直し、変更について規定するものです。

加えて、第6条の3を新たに追加し、施設運営において利用児童の移動に自動車を運行する場合、その乗降時において利用者の点呼等を行うことにより、その所在を確認することを義務づけるものでございます。

次に、第12条の2を追加し、業務継続計画の策定について努力義務規定を設けるものです。

第1項では、非常災害の発生時において、利用者への支援の提供の継続、早期に業務再開を図るための業務継続計画を策定すること、その計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないとし、第2項では、職員に対する業務継続計画の周知、研修、訓練を実施するよう努めなければならないとして、努力義務規定を設けるものでござい

ます。

第3項では、業務継続計画の定期的な見直し、変更について規定するものでございます。

最後に、第13条第2項について、従前は、感染症、食中毒が発生した場合の措置について、必要な措置を講ずるものとするとして規定していたものを、より具体的に、職員に対し、感染症、食中毒の予防およびまん延防止のための研修ならびに訓練を定期的実施することを具体的に規定するものでございます。

付則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、「議案第17号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」でございますが、25ページをお願いいたします。

第7条の次に、新たに第7条の2を追加し、安全計画の策定について義務化規定を設けるものでございます。

第2項から第4項の規定につきましては、議案第16号と同様、安全計画の周知、職員の研修、訓練、計画の見直しについての規定を設けるものです。

次に、第7条の3を新たに追加し、施設運営において利用児童の移動に自動車を運行する場合、その乗降時において、利用者の点呼等を行うこと、また使用する自動車に応じて、ブザー等による見落としを防止する装置を備えることで、降車時における所在の確認を徹底することを義務づけるものでございます。

また、第10条では、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合において、保育に支障がない限り、設備および職員を兼ねることができる規定を設けるものです。

第13条については、民法において親権者の懲戒権に係る条項が削除されたことから、本条例中の事業者における子どもに対する懲戒に係る権限の濫用規定を削除するものでございます。

次に、第14条2項について、議案第16号の改正と同様に、感染症、食中毒が発生した場合の措置について、より具体の規定を設けるものでございます。

付則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、第13条の懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除につきましては、公布の日から施行、また、第7条の3第2項の自動車内の見落としを防止するブザーの設置規定については、令和6年3月31日までの経過措置を取ることとするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより2議案についての質疑を行います。

山口議員。

○10番（山口久男君） 議案第16号についてのうち、第6条の3についてお伺いをいたします。

昨今のいろんな子どもが送迎用の自動車に取り残されて死亡するという大変悲惨な事

故が起こっているということから、こういう通達が来たというふうに思います。多賀町ではしっかりとやっておられるというふうに思いますけれども、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により利用者の所在を確認しなければならないという条文になっておりますけれども、具体的にマニュアルをつくるとか、どのような形で確認をするのか。今までどおりされるのか。今後、どのような形でこの点呼の確認をされるのか。その点についてお聞かせ、その用意をされているかどうかも含めてお願いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） お答えをいたします。

この放課後児童健全育成の方の条例なんですけれども、後で、第17号の方と違うところは、児童置き去り防止装置の規定がないということがまずは違うところでございまして、そこがなぜないかというところから説明させていただきますと、この条例改正につきましては、国の省令に合わせて条例改正をしています。

小学生の規定については、学校保健施行規則の方で規定がされていまして、条例には載せてないということで、スクールバスの安全基準には点呼と、ブザーをつけなければならないということになっておりますので、そこについては対応させていただいております。

小学生については、いわゆる放課後児童クラブを利用しているんですけれども、その規定については、国の方もブザーをつけないといけないというような省令になっておりませんので、今回条例の方にも、改正の方には上げさせていただいていないというのがまずもっての説明になります。

具体的にどうするかというようなことですが、点呼につきましては、運転手、また指導員が乗降時において全て降ろしてから後ろまで行って、目視で確認をすることがまず1つ。来年度の予算で、学童の送迎車につきましてもブザーをつけさせていただき予算を計上させていただいております。また、お願いをさせていただくことになっておりますので、条例上には載せておりませんが、運用としてそのような機械による安全点検もさせていただくことで、二重の見落としがないかということで運用させていただこうと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

これより「議案第16号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第16号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居巨君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第17号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居巨君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第17号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居巨君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居巨君） 日程第23 「議案第18号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 「議案第18号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、提案、ご説明いたします。

議案書27ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、国におけるデジタル化の推進に伴い、従来、保育所等の事業者が書面を作成し保存を行っていたものや事業者と保護者との手続に関するもので書面によることとされていたものについて、電磁的な方法による対応も可能になるよう所要の改正を行うものです。

また、事業所内で、子どもの人格を尊重し、子どもへの虐待防止を徹底していくため、子どもへの懲戒権の濫用規定を削除する改正、その他、国の省令に合わせ、所要の改正を行うものでございます。

まず、目次でございますけれども、デジタル化の推進について、現行では、手続関係に限定する規定となっておりますので、新たに第53条を条立てして、デジタル化する範囲を広げる改正をさせていただくことから、目次において、第4章雑則第53条を追加するものでございます。

今、申し上げました第53条において、保育事業の運営において、今まで書面で対応してきたものについて包括的にデジタル化が可能、対応できるよう規定し直すことから、限定的な規定であります現行の第5条第2項から第6項を削除し、関連条文の第38条2項を削除するものでございます。

次に、第26条について、現行では、施設の管理者は、懲戒に関して、必要な措置を取るときは、その権限を濫用してはならないと規定しており、令和4年12月の民法改正において親権者の懲戒権に係る条項が削除されたことを踏まえ、本条例中における懲戒に係る権限の濫用規定を削除するものでございます。

次に、特定地域型保育事業の連携施設関連での第42条第4項の改正でございますが、特定地域型保育事業者が、当該施設の利用者が満3歳になる卒園時において、保育を継続するための連携施設を確保しなくて良い場合の規定を新たに設けるものです。

第1号では、町長が必要な措置を講じている場合、第2号では、連携施設の確保が著しく困難な場合との要件を規定するものです。

次に、デジタル化の推進ということで新たに条立てします第53条でございますけれども、先ほど申しました現行の第5条第2項から第6項を削除したものを整理し、新たに規定する形で、保育所運営におけるデジタル化を包括的に可能となるよう、規定するものでございます。

第1項では、従来、書面で対応していたものを、電磁的記録、つまりデータによって対応できるとするものです。

第2項では、事業者が保護者の承諾を得ることで、電磁的方法によって、データ化したものを提供することができることを規定するものです。

第3項では、事業者は、保護者に提供するデータについて、書面として作成することができるものとしておかなければならないということを規定するものです。

第4項では、保護者にデータを提供する場合、その種類、内容を示し、あらかじめ保護者の承諾を得なければならないことを規定するものです。

第5項では、保護者がデータでの提供を受けない旨の申出があれば、電磁的な方法によつてはならないということを規定するものです。

第6項では、書面等による同意の取得についても準用するというので、第2項から第5項中の当該部分について読替規定を設けるものでございます。

付則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第18号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第24 「議案第19号 多賀町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大岡生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大岡まゆみ君 登壇〕

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 「議案第19号 多賀町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書30ページをお願いします。

当町の社会教育委員は長く公民館運営審議会と兼務して設置してまいりました。令和4年3月に策定した第2次多賀町生涯学習推進計画の主要施策の実現に向けた取組の1つとして、幅広い見識を持つ社会教育委員を単独設置し、それぞれの組織の機能を果たすことがうたわれております。このことから、今回の条例改正では社会教育委員の報酬を月額5,500円と定め、多賀町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償等に関する条例第2条関係の別表に加えるものです。付則では、この条例を令和5年4月1日から施行することと定めております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

山口議員。

○10番（山口久男君） 今の説明の中で、議案第19号、説明の中で、今までは公民館運営審議会委員と兼務していたと。それを単独で、社会教育委員に単独の審議会をつくったということなんですけれども、今現在、定数は何名なのか。これ、仮に単独でする

とすると、どういう方というか、何人の定数条例とかいうのが必要ではないのかなと思いますけど、定数、その辺についてどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

（午前11時44分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 質問にお答えさせていただきます。

多賀町社会教育委員設置に関する条例には、委員の定数として15名以内と定めております。現在の社会教育委員は9名でございます。

家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者のうちから選出というような形になっておりまして、学校教育、また家庭教育に関わっている皆さんにお願いしているような状況でございます。

以上です。

○議長（松居亘君） ほかに質疑ありますか。

山口議員。

○10番（山口久男君） 今は社会教育、先ほどの説明では社会教育委員と公民館運営審議会委員と兼務しているんだということなんやけども、そうすると、公民館運営審議会の方はどうなるんですか。これ、専門になるという話ですけれども、そちらの方も一緒にこの社会教育委員と同じように、審査の中に加わって、審査するんですか。何か専門にするという話でしたので、その辺の組織の運営形態はどうされるのか。

○議長（松居亘君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

公民館運営審議会委員の皆さんにつきましては、既にこの条例の方で委員として定めさせていただいておりますので、今後、新たにできました結いの森の公民館運営について、専門的にきちっと事業計画等々を検討していただき、運営に関わってもご意見を頂くような組織として公民館運営審議会を設置し、運営していきたいと思っております。また、社会教育委員さんの方につきましては、社会教育、幅広く生涯学習、生涯スポーツ、そして博物館、図書館等々幅広い見識を持って計画策定でありますとか、進捗管理、また教育委員に社会教育に関する知識について助言をしていただくような組織として位置づけておりますので、それぞれの機能を果たしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松居亘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これより質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第19号 多賀町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第25 「議案第20号 多賀町立博物館設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大岡生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大岡まゆみ君 登壇〕

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 「議案第20号 多賀町立博物館設置条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書31ページをお願いします。

博物館法の制定から約70年が経過する中で、博物館を取り巻く状況は大きく変化し、博物館に求められる役割も多様化、高度化しています。今回の条例改正は、令和4年4月に博物館法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から施行されるため、多賀町立博物館設置条例の一部を改正するものでございます。

博物館法第18条において、公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとあり、この条文を根拠に当町博物館の設置を位置づけてまいりましたが、改正法では第18条が削除されたため、条例第1条中の根拠法令を削除し設置目的を定めるものです。また、削除した法律番号を第3条に加え、第5条ではその条ずれに対応するとともに、博物館協議会の名称および文言について修正するものでございます。付則では、この条例を、令和5年4月1日から施行することと定めています。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第20号 多賀町立博物館設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第26 「議案第21号 多賀公園、および四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 「議案第21号 多賀公園、および四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議案書32ページをお願いします。

このたびの議案第21号は、町が保有する都市公園、多賀公園と四手公園の日常管理としての利用申込みの受付、芝生や施設の維持管理、トイレや公園内の清掃などの業務は、公益社団法人、多賀町シルバー人材センターを指定管理者に指定し、適切な管理に努めてきたところですが、指定管理者の指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者の提案理由につきましては、多賀町シルバー人材センターは、これまで都市公園の指定管理者として、適切に維持管理を実施し、また長年の実績から当該公園施設を熟知していることから、これまでどおり円滑かつ適切な管理が可能と考え、指定管理者の候補としてご提案させていただくものでございます。

指定する施設の名称は、多賀公園および四手公園。指定管理者は、犬上郡多賀町大字多賀1330番地、公益社団法人多賀町シルバー人材センター、理事長、小財久仁夫。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年であります。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第21号 多賀公園、および四手公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

議場の時計で午後1時00分再開といたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 0時58分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27 「議案第22号 高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第22号 高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いいたします。

多賀町シルバー人材センターは、現在「もんぜん亭」の運営に携わっており、高齢者の活動の場および高齢者の生きがいを創出するイベントや様々な催しを実施するなど、当施設の運営について熟知しており、円滑な管理が可能であるため、指定管理者の候補者として提案させていただくものであります。

高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理者の指定について、地方自治法第244号の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、施設の名称は、高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」。指定管理者は、犬上郡多賀町大字多賀1330番地、公益社団法人多賀町シルバー人材センター、理事長、小財久仁夫。指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日です。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第22号 高齢者等生きがい空間施設「もんぜん亭」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第28 「議案第23号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第23号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第9号）」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算案は、35ページ第1条にありますように、既定の歳入歳出予算の総額に5,431万4,000円を追加して、結果、歳入歳出それぞれ63億8,625万5,000円となります。また、第2条では次年度への繰越明許費でございまして、第3条では債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正をそれぞれお願いするものでございます。

補正の主な内容でございますが、国の第2次補正予算における総合経済対策に盛り込まれた公共事業費の追加による町道の改良事業費やため池の安全対策費、また国税の好調を反映して普通交付税の追加あるいはふるさと納税額の増加などの歳入予算の調整を行い、一方の歳出におきましては、国や県の内示額に合わせての各事業の追加経費や事業費の精査により科目ごとの過不足を調整したものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

まずは39ページの第2表繰越明許費でございます。

次年度へ繰越しをお願いするものは13の事業でございまして、品薄状態からの物品の調達に時間を要している事業、事務の遂行上のシステム等の環境が整わない原因によるもの、国の補正予算より採択された事業で事業期間のないもの、事業着手するまでの許認可の遅れや関係機関との調整あるいは事務事業量の増大さなどで時間を要したものなどそれぞれ不測の諸事情によつての繰越しでございまして、その完了期日に向けて鋭意進めてまいります。

次の第3表の債務負担行為の補正でございますが、若者定住支援助成金交付事業でありまして、第5期分を整理し次年度からの若者支援対策として取り組んでまいります。

第4表の地方債補正であります。追加は国の第2次補正予算で採択された町道多賀高宮線のキリンビール工場前部分の舗装事業でございます。充当率は100%です。

次の変更では、共に県営事業分でありまして、急傾斜地崩壊対策事業は町内5か所の負担金の変更と道路改良事業は9箇所のうち8箇所の事業費変更に伴う町負担金を充当率90%で算出し変更を行ったものでございます。

それでは、補正の事項別についてですが、45ページの歳入から主なもののみご説明申し上げます。

25款地方交付税は2,678万9,000円の追加であります。交付税の原資となる国税の好調さから追加配分を受けたものでございます。

50款国庫支出金につきましては、国の補正により内示のあった町道多賀高宮線の舗装事業費などで687万円を受け入れるものでございます。

次のページ、5款県支出金につきましては、これも国の補正により採択のあった佃池の堤体補強計画の策定費でありまして843万5,000円を計上しております。

60款の財産収入は、土地の売却収入でありまして、スマートインターチェンジ整備箇所における町有地の事業化や住宅団地の開発による事業化のために売却をしたものでございます。

65款寄附金は、町内企業の製品の返礼品を所望される寄付者の好調さから追加計上をしております。

70款繰入金は、本補正により収支の調整をして財政調整基金からの既定の繰入額から1,000万円を減額したものでございます。

85款町債は、第3表地方債補正のとおり各事業による起債額を適債事業ごとに振り分け整理し830万円を増額したものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げたいと思います。

10款の総務費でございますが、ふるさと納税者の増加により返礼品等の費用の追加でございます。

15款の民生費では、配食サービスの利用者の増によるものと、障害者自立支援費では、給付費の増加でございます。205万9,000円を追加しております。

25款の農林水産業費800万円の追加は、佃池の堤体補強計画書の策定事業でありまして、国の補正により採択されての計上でございます。

35款の土木費でございます。県営事業の道路改良事業や急傾斜地崩壊対策事業に対する町負担金の精算による過不足やこれまでの除雪の委託費と融雪剤の購入費などを計上したものでございます。

また、スマートインターチェンジ上り線側における地質調査費や国の第2次補正で採択された道路事業費に1,335万円を計上しております。

次のページ、45款の教育費では中央公民館の電気料金でありまして利用頻度の増加と電気料金高騰による追加でございます。

60款の諸支出金は、ふるさと納税額を一旦まちづくり基金に積み立て、次年度において寄付者の意向に添い各事業に充当をいたします。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で1時20分といたします。

（午後 1時11分 休憩）

（午後 1時17分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に9番、川添武史議員、副委員長に10番、山口久男議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（松居亘君） 日程第29 「議案第24号 令和4年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第24号 令和4年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

今回お願いする補正予算は、一部事業所におきまして施設形態の変更等をされたことや、新型コロナウイルスの影響が縮小したことによる人々の活動が活発になったことにより排水量が増加したことと、今年度より工事着手となりました中川原地区雨水排水整備事業の事業費精算に伴い予算の補正をお願いするものでございます。

第2条記載の収益的収入及び支出の補正につきまして、収入の第1款下水道事業収益、1項営業収益では2,107万円増の2億7,684万1,000円となり、2項営業外収益では209万円増の1億4,242万2,000円とするもので、下水道事業収益総額を4億1,926万3,000円といたします。

支出の第1款下水道事業費用、1項営業費用では289万2,000円増の3億5,252万円となり、2項営業外費用では250万円増の4,739万2,000円とするもので、下水道事業費用総額を4億11万2,000円といたします。

議案書52ページをお願いいたします。

第3条記載の資本的収入および支出の補正について、収入の第1款資本的収入、1項企業債では、560万円減の7,750万円となり、3項補助金では、408万5,000円減の477万円となり、4項負担金では、53万1,000円増の88万6,000円とするもので、資本的収入総額を1億2,915万6,000円といたします。

支出の第1款資本的支出、1項建設改良費では849万円減の2,356万4,000円となり、3項返還金では皆増の88万7,000円とするもので、資本的支出総額を2億5,461万8,000円といたします。

また、資本的支出に対する不足分につきましては、消費税および地方消費税資本的収支調整額、過年度および当年度損益勘定留保資金により補てんをするものでございます。

それでは、補正予算説明書にて説明を申し上げます。

議案書55ページをお願いいたします。

収益的収入では、1款下水道事業収益、1項1目下水道使用料において、先ほどもご説明いたしました一部事業所における施設形態の変更、また新型コロナウイルスが縮小傾向ということもございまして、2,496万7,000円増の2億6,969万7,000円とし、2目雨水処理負担金では、中川原地区雨水排水整備事業の事業費減により389万7,000円減の701万5,000円とするものでございます。

議案書56ページをお願いいたします。

収益的支出では、1款下水道事業費用、1項3目流域下水道維持管理負担金では、確

定している4月から11月分の前年度比率を12月から3月分の前年度実績に加算し、さらに想定される不明水分を加えた結果により424万2,000円増の1億1,028万2,000円とするものです。

議案書57ページをお願いいたします。

資本的収入では、流域下水道建設負担金の決算見込みに伴い、企業債を560万円減の7,750万円とし、中川原地区雨水排水路整備事業の事業費減による社会資本整備交付金を408万5,000円減の477万円とするものでございます。

議案書58ページをお願いいたします。

資本的支出では、中川原地区雨水排水整備工事の精算見込額により、管渠整備事業費を665万5,000円減の1,100万円とし、流域下水道建設負担金を決算見込額により183万5,000円減の1,256万4,000円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第30 「議案第25号 令和5年度多賀町一般会計予算について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

まず、歳入全般についての説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） それでは、「議案第25号 令和5年度多賀町一般会計予算について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第211条第1項および第2項の規定に基づき、本日提出しました別冊の予算書および説明書をご参照いただきたいと思います。

調製をいたしました予算の中から数値や各款、また項ごとの主な内容、令和4年度との比較などについてご説明申し上げたいと思います。

それではまず、第1ページを開いていただきますと、令和5年度の多賀町一般会計の予算総額は、第1条記載のとおり49億7,200万円でございます。この額は、令和

4年度と比較しますと、額にして7億7,800万円、率にして13.5%の減額予算となりましたが、令和4年度に続いて過去2番目の予算規模となりました。

このような予算規模となりましたのは、久徳うぐいす子ども園の整備事業費の縮減や（仮称）多賀結いの森公園の建設事業費の皆減が大きな要因でございます。

一方、歳出に対する裏づけの財源であります歳入では、一般財源総額を確保する上で、国の予算においては、令和5年度の経済見通しから歳入における国税等の収入が6.4%の増収で、また、地方財政計画における地方税の伸び率を4.0%と算定されたのを鑑みて、町民税を4年度より7,020万円の増額で計上し、また固定資産税についても宅地化の進展や町内企業の設備投資により4,600万円の増額で計上し、これらの基本的な考えから町税収入全体では令和4年度比7.3%増の17億4,730万円を見込んだ次第でございます。

また、地方交付税は、地方財政計画では地方税の伸びにより地方の一般財源総額が0.2%の増額で算定されており、これを基に交付税は国予算出口ベースで1.7%の増額となりつつも、当町においては大きく関わりのある交付税の代替措置の臨時財政対策債の減少率は44.1%で算出されて地方一般財源の確保が図られていることを受けて、交付税は4年度当初予算額に対して1.6%減、額にして2,200万円の減額、4年度現計予算額に対しては交付税算定の安全率を加味して1億470万円の減額で計上し、また地方交付税の代替の臨時財政対策債は交付税の原資となる国税5税と地方法人税収の好調さから国と地方の折半対象財源不足は生じていないとの措置から起債依存の割合がさらに小さくなり、4年度に対し61.9%減で、額にして6,500万円を減額して4,000万円を計上したところでございます。

こうした地方財政対策により算定した財源確保の結果においても、まだ一般財源の不足が生じているのと、多賀幼稚園の解体やグラウンド整備工事等への財源不足に対応するため財政調整基金から1億2,000万円を繰り入れ、さらに5年度はふるさと納税額の50%分5,000万円を現年度の歳出科目に充当することなどで一般財源総額を確保したところでございます。

また、もう一つの財源としての地方債の発行は、後年度の住民に過重な負担を強いることのないよう、元利償還金に対する交付税措置のない起債の借入を抑えて1億5,990万円を借入限度額と定め、健全な財政運営に努めているところでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、8ページにありますように、例年のとおりの小規模企業者小口簡易資金の保証債務損失補償で、令和5年度から令和17年度までの保証債務損失補償をお願いするものでございます。

また、固定資産税課税資料は5年度の航空写真撮影の後2年間の作成費で、次の子ども・子育て支援事業計画は2か年で、また都市公園整備工事費は、遊具の設置事業を2か年で行うものでございます。

第3条の地方債は、10事業に及んでの借入れの目的、限度額等を定めるものでござ

いまして、後ほど歳入のところでご説明申し上げたいと思います。

そのほか、第4条、一時借入金、また第5条、歳出予算の流用につきましては、例年のとおりでお願いをいたします。

それでは、内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

まずは歳入でございます。13ページからでございます。

歳入全体の35.1%を占める5款の町税でございますが、前述しました要因から見積計上したものでございます。一般歳出に見合う自主財源の安定的確保を図りたいとの思いは、コロナ禍社会に影響を受けた町内企業の業績が改善し収益が戻りつつある明るい兆しもあることから、税収に反映したところでございます。

次に、14ページ、10款の地方譲与税は、地方財政指標において0.1%の増額で確保されていることから、4年度とほぼ同額の6,530万円で見積もり、12款の地方消費税交付金は、コロナ禍後の経済再生に向けた政府の取組を鑑みて1,500万円の増額で計上し、22款の法人事業税交付金は、交付基準の平準化により1,100万円の減額で計上してございます。

25款の地方の固有財源であります地方交付税は、冒頭の説明のとおり歳入全体の27.6%を占めるものでございまして、地方財政計画を参酌し、普通交付税を2,200万円減額で見積もり、特別交付税については、4年度と同額の2億円で見込んで、都合、地方交付税総額にして13億7,300万円を計上し、行政運営での一般財源の保障や新たな時代のニーズに対応するための財政負担への必要な措置を講じたところでございます。

40款分担金及び負担金の増額であります。ここでは幼児施設等の利用料が主なもので、園児数の増加を反映して530万円増額しております。

次に、19ページからの歳入全体の6.5%を占めている50款国庫支出金でございますが、総額で3億2,150万円でございます。4年度より7,920万円の減額でありまして、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金や都市公園整備事業の交付金またスマートインターチェンジ下り線の整備事業交付金がそれぞれ皆減になったことが大きな要因であります。新たには令和6年度の施行に向けた戸籍法の改正による戸籍名の読み仮名表記や森林環境税の課税など新たな制度への準備のためのシステム改修費の補助金、あるいは出産・子育て応援交付金などを計上いたしております。

次に、22ページからの55款県支出金でございますが、総額3億2,400万円で、こちらも4年度より1,450万円の減額となっております。要因としましては、各補助金での増減はありますが、顕著なものとして、うぐいすこども園に活用したびわ湖材利用促進の補助金の500万円の皆減や県琵琶湖森林づくり県民税の活用が廃止となった里山防災事業については補助金580万円の減額、また国政や県政の選挙事務の委託金670万円の減額などがございます。新たには、スクールバスでの置き去り防止装置設置補助金や中学校部活動を地域スポーツクラブへ移行が可能かの検討費補助を受け入

れております。

あと、28ページのところで、65款寄附金ですが、毎年のふるさと納税については、返礼品の中で町内企業の製造品の好調さを鑑みて7,000万円を増額したところでございます。令和5年度において額面上は大きな財源となっております。

次の70款繰入金は、それぞれの目的に応じて基金から事業費に財源充当を行っております。こちらの方は歳入全体の4.4%を占めておりまして、5年度の予算編成に当たり財源不足が生じ、前述のとおり財政調整基金より1億2,000万円を繰入れし、財源不足を調整し、公共施設等維持管理基金の350万円の繰入れは川相出張所の屋根の改修費に、まちづくり基金は令和4年度のふるさと納税額を寄付者の意向に添い各事業に充当しております。

75款繰越金は、昨年と同様に4,000万円を計上し、財源の確保をいたしております。

80款諸収入ですが、こちらにつきましても数多くの項目がございまして、増減はそれぞれにあります。令和4年度より2,050万円の減額でございます。絵馬通りの家屋解体費用の還付金1,010万円やスマートインターチェンジ整備事業用地の遺跡発掘調査費1,910万円が皆減となったことが大きな要因であります。

33ページから34ページにかけて歳入の最後になりますが、85款の町債についてご説明申し上げたいと思います。

5年度の借入予定額は合わせて1億5,990万円となり歳入全体に占める割合は3.2%に抑制をし、額にして4億4,310万円の減額であり、通年の起債発行額からして大きく縮小し、今後の財政規律、適正な起債発行の基準額になりうる指標でございます。

事業ごとには、教育・福祉施設等整備事業債は、多賀小学校のコンピューター室を普通教室に改修する事業や北校舎の建築基準法上の不備箇所の改修工事費の75%分でございます。公共事業債は、県営の急傾斜地崩壊対策事業4か所の事業負担金や社会資本整備事業は町道多賀高宮線と岡山団地神田線の改良事業、スマートインターチェンジの整備は上り線側でございます。また交通安全対策事業は町道2路線でございます。それぞれ事業費の90%の充当率でございます。

一般単独事業債は、集落からの町道改良要望事業4か所や県営の道路改良事業分で6か所の事業負担金でございまして、こちらも90%の充当率でございます。

次の施設整備事業債は、久徳うぐいす子ども園の整備事業でありまして、短時部の整備事業に対する一般財源化分の起債として100%、充当率で算定し、730万円あります。うぐいすこども園に関しては、元利償還金に対する交付税措置のある起債だけに絞り込んでおります。

防災対策事業債は、萱原地区の急傾斜地崩壊対策事業の継続分で、補助残額の100%の充当率でございます。

臨時財政対策債は国と地方の折半対象財源不足制度が解消され、地方財政計画では4.1%の減少で大幅に抑制されているところから61.9%減の4,000万円を計上しております。

この結果、令和5年度の町債の残額につきましては、予算書の最終ページの188ページをお開きいただきますと、令和5年度末の残高見込額が出ておりますように、49億9,600万円となる見込みで、令和4年度末見込みより2億8,070万円の減となっております。また、交付税代替分の臨時財政対策債を除く実質的な町債は27億1,250万円となる見込みです。

以上で歳入の説明を終わりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（松居亘君） これより歳入全般についての質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、歳出全般についての説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） それでは、引き続きまして、歳出につきまして、4年度との比較増減、主要な施策、新たな事業についてご説明申し上げたいと思います。

なお、各款にわたります人件費関係については、後ほど給与費明細でご説明申し上げたいと思いますので、省略をさせていただきます。

それでは、35ページの方からでございますけれども、5款の議会費の予算につきましては、議会運営に必要な経費として7,170万円を見積もったものでございます。4年度と同様の予算規模でありまして、コロナ禍で実施できなかった日置市への交流研修事業費は、5年度においても再度計上いたしております。

次に、37ページからの10款総務費でございます。4年度と比べ8,810万円増の6億7,530万円でございます。歳出総額の13.6%を占めておりますのは、人員増や給与改定により人件費で1,850万円、ふるさと納税事務の委託費が4,280万円、各選挙執行経費で1,280万円の増額が要因でありまして、その他大変多くの項目での増減はありますが、こちらの方では、総務課、企画課、税務住民課および会計室に関わります管理的経費と行政的経費を計上いたしております。

主なものだけ申し上げたいと思います。

5項の総務管理費のところ、ふるさと納税事務を見直して、委託費に5,950万円、広報多賀の全ページカラー版化、また庁舎の空調方式の基本構想検討費に200万円、あるいは庁舎電話交換機器の改修費に1,100万円を計上いたしております。

企画費からは、5年度供用開始の多賀スマートインターチェンジ下り線の開通式典費用や大滝地域の活性化のための地域おこし協力隊を1名増員して3名分の経費に1,430万円、また個性輝くまちづくり活動支援として多賀四津屋の集会所の改修事業補助

に200万円など地域振興のための経費や川相出張所の屋根の改修費に350万円、近江鉄道線管理機構の負担金に170万円など総務管理費で新たな予算計上を行っております。また、徴税費のところで令和5年度から7年度の3年間で航空写真を基に固定資産税課税調査資料の作成費の初年度として970万円計上し、課税の正確性を高めてまいります。

次に、戸籍住民基本台帳費では、戸籍法の改正を踏まえて、戸籍名の読み仮名の付記へのシステム改修費に660万円、マイナポイント付与による個人番号カードの普及促進に対応するための事務補助員の配置については継続しております。

61ページ、20項の選挙費では、4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙や令和6年3月17日任期満了の多賀町長選挙費および3月31日任期満了の多賀町議会議員一般選挙費用でありまして、今回の選挙から選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、またポスターの作成に係る公費負担も始まり、選挙費総額で2,490万円を計上いたしております。

69ページからは15款の民生費となります。予算総額は16億9,760万円で、全体の歳出予算の34.1%で最も大きな予算規模でございます。4年度より6億200万円の減額となりました。この大きな減額の要因は、久徳うぐいす子ども園の建設事業費の縮減でございます。

まず、5項の社会福祉費においては、令和4年度から準備をしております第3期の地域福祉計画の策定、第9期の介護保険事業計画の事前調査費用の繰出金、また第7期障害福祉計画の策定などこの先の基本計画や施策を定め、議会でご質問も頂きました非課税高齢者の補聴器購入補助制度も創設をいたしております。

民生費の中で、5年度の重要施策であります81ページの10項児童福祉費は、本町の子どもと子育ての基本計画であります子ども・子育て応援プラン2025の策定や出産・子育て応援交付金事業、また第3子以降出産祝金をはじめとする子育て支援対策を図るとともに、今年度から第3子以降の副食費の無料化やおむつの持ち帰りを廃止するなどの保育園や認定子ども園2園の運営においても保護者への支援を行い、91ページの久徳うぐいす子ども園の整備事業では、多賀幼稚園の解体費や園庭あるいは駐車場の整備事業でありまして、1億260万円を計上し、安全安心な子ども園の完成を目指してまいります。国政だけでなく本町においても重要な政策課題であります安全安心に子どもを産み育てられる環境づくりの推進に向け、さらに強化を図ってまいります。

96ページからは、20款の衛生費となります。こちらの方の総額は3億7,860万円となりました。4年度より2,840万円の減額でございます。この減額は、総合福祉保健センターの空調工事費の皆減によるものでございます。5項の保健衛生費では、町民の健康づくりの指針であります第3期の健康増進計画の策定費を計上しております。コロナウイルス感染症のワクチン接種事業費は、次期の接種方針が定かでないので事務員の人件費や残務経費にとどめてまいります。

107ページ、上水道費では、上水道事業会計への繰出金も、起債償還額が増加しておりますので70万円増額となっております。

衛生費の予算につきましては、住民の生活に直結した重要な施策だけに、適切な行政経費の管理に努めてまいります。

続いて、25款農林水産業費でございます。ご説明を申し上げたいと思います。総額では2億8,160万円、前年度より3,430円の減額予算となりました。農業機械の補助金1,200万円や林業の再生費で1,770万円の減額が主な要因でございます。5項の農業費でございますが、大規模農家の農業生産活動の支援を図るための農業機械の購入補助に、5年度は2軒の農家に対し400万円を計上しております。また、多賀産米の販売促進に東びわこ農協と連携しながら図ってまいります。土地改良事業対策費は、高宮池の耐震調査費に2,500万円や佃池の調査事業費に800万円を計上して、後年度堤防の安全対策を検討してまいります。また、大変深刻なサルの被害対策では、55目のところで新たな地域での個体数調整の費用に330万円を計上しております。

次に、116ページからの林業費では、2,430万円の減額となっておりますのは、林道下山線の改良事業や地域再生費の減額ですが、大滝山林組合への支援として5年度は30万円増額して820万円を計上し、境界明確化事業は3集落での実施です。獣害駆除につきましては、狩猟費のところで、シカの駆除頭数600頭で予算化をして農作物への被害防止に努めます。また、林道下山線のトンネル補修事業の追加経費に500万円の計上、里山防災事業は2集落を計画しております。これまでの木材を使った家屋への補助は、制度の見直しをして100万円を計上し、95目の地域再生費で地域おこし協力隊1名の経費470万円を計上し、森林資源の循環事業に携わってまいります。なお、国からの森林環境譲与税の用途は、森林整備など各種単独事業に割り振りをして、税の目的に照らし実施をしてまいります。

30款の商工費は122ページでございます。総額で4,290万円の予算計上でございまして、4年度とほぼ同額の予算規模でございます。がんばる商店応援事業については、1件分200万円を計上し、助成制度を活用し、毎年新たな店舗が増えてきております。

また、観光費では、観光パンフレットの増刷経費や観光ツアーの実施などでございます。

次に、125ページからの35款土木費でございます。予算総額に対し7.7%の3億8,130万円、4年度より1億3,380万円の減額予算でございます。

県営道路事業の負担金は430万円、集落からの要望での道路補修工事は230万円増額して530万円を、中川原工業団地内の除雪経費に170万円、スマートインターチェンジ上り線の整備関連では5,000万円を計上し、補助道路整備事業分は4路線で5,600万円を計上しております。単独道路改良事業費で150万円増額し、1,350万円を計上し、多くの要望の中から緊急性、重要性を優先に伝えていきたいと思っ

ております。また、びわ湖東部中核工業団地の道路上手部分の消雪装置の可能性調査費に200万円を計上したところでございます。

河川費では、萱原の急傾斜地崩壊対策事業に4,500万円を計上し、県営の急傾斜工事は4か所で負担金690万円を計上しております。

都市計画費のところで、地籍調査事業は4年度に引き続き、多賀・梨ノ木の作業でありまして、内容の進捗により事業費は790万円でございます。また、(仮称)多賀結いの森公園の整備事業は4年度予算の繰越しで実施しますので皆減しております。ただし、遊具の建設に向けては、芝生の養生を終えた後、速やかに設置ができるよう事前の入札、発注、製造工程を進めるため債務負担行為をお願いしてございます。

続きまして、40款の消防費でございます。総額2億120万円で、4年度より880万円の減額となっております。この減額は、昨シーズンの豪雪による被害家屋への助成金を皆減したことによります。常備消防費では、5年度は消防指令システムの更新事業があり、負担総額では850万円増額しております。犬上分署の管理運営費の負担割合につきましては、これまで段階的に見直し、令和5年度から3町均等負担でございます。また、消防施設費では、地域防災の強化を図るためにコミュニティ助成事業を活用して6集落からの要望があり、補助金660万円を交付できるよう、5年度も一般財団法人自治総合センターへ要望してまいります。

次に、139ページからは、歳出全体の14.3%を占めている45款の教育費でございます。こちらもたくさんの項目にわたってのものでございますが、総額で7億1,310万円の予算規模でございます。4年度より4,710万円の減額となっておりますのは、20項の幼稚園費を廃止し、民生費のうぐいすこども園に移行したためでございます。

様々な項目のところで増減はありますが、小学校費では、多賀小学校の児童の急増に対応するため、普通教室の改修や建築基準法による不備箇所への修繕、教室の増築に向けての設計費など4,960万円を計上しているほか、教育支援員の増員など教育環境の整備を図っております。中学校費では、体育館の外部鉄骨の塗装や防犯カメラ2台の増設など620万円を計上し、適正な学校の管理に努めてまいります。小学校、中学校ともに第3子以降の児童生徒の給食費の無料化や町費での臨時教員、コロナウイルスやGIGAスクール、また学校図書に対応したスタッフの配置など、きめ細やかに子育て支援の拡充や人事面での教育環境の整備を行い、効果的な学習指導の充実を図ってまいります。

157ページからになりますが、25項の社会教育費でございます。

ここでも大変多くの項目がございます。総額におきましては、4年度と比較をして3,620万円の減額予算となっております。文化財保護費では事業を精査し、海洋センター費では職員給の移行、あけぼのパークでは修繕費の減額などこれらの要因であります。

文化財保護費で5年度は胡宮神社神饌所の復元事業に1,060万円、大滝神社の修復設計費に100万円などそれぞれ補助を行い、また石仏谷墓跡保存整備事業に620万円を計上いたしております。その他、滝の宮スポーツ公園の体育館やプールの修繕に410万円、あけぼのパーク多賀は電話交換機の更新費等に580万円など計上し、各施設の維持管理に努めてまいります。また、コロナ禍で途絶えていました日置市の子どもの交流会の再開や令和7年開催の国民スポーツ大会への機運づくり、中学校部活動の地域移行への検討など社会教育費全体で広く学習機会が提供できるよう、生涯教育の充実、促進を図るとともに、歴史基本構想に基づき、歴史と自然環境と住民生活あるいは観光資源として調和の取れた史跡を活用したまちづくりを図ってまいります。

次に、177ページの方をお願いいたします。55款の公債費であります。大きな予算規模でございまして、4年度までの借入金の利子や本年度の償還額を積算して4億7,400万円を計上し、4年度より3,110万円の減額となっているものの、毎年の借入金の元利償還額が予算全体で依然として9.5%を占めており、公債費の減額に向けて努めていかなければならないところでございます。

次のページ、60款の諸支出金では、各基金の利子やふるさと納税額の50%分などをそれぞれの目的基金へ積み立てるものでございます。

90款予備費は、4年度と同様の400万円計上しております。

次に、179ページの給与費明細でございます。第1表の特別職と議員の給与費、共済費は、5年度8,780万円ということで、その他、行政委員や附属機関委員の非常勤特別職の人件費は1,060万円で、合わせまして総額9,840万円でございます。

それから、次のページ、第2表の一般職につきましては、退職14名と採用13名で1名の減数でございます。専門職員の退職後の採用募集を行うも応募数が少なく、あるいはなくて採用計画に伴わないのが現状であります。引き続き行政需要を考慮しながら将来的にも均衡が保てるよう職員採用計画を行ってまいります。

人件費の総括では、令和4年度分の人事院勧告に基づく賞与の引上げなど処遇改善もあり、給与費と共済費総額で1,670万円の増額となりました。

以下、それぞれ職員手当の内訳とか給与手当の増減額の明細、あるいは職員1人当たりの給与費前年との比較、初任給の状況、あるいは期末・勤勉手当の支給率、それから退職手当等についての制度を記載してございます。

次に、186ページにありますように、第3表の会計年度任用職員でございます。職員数はフルタイム、パートタイムを合わせて143名で、給与費および共済費で3億1,860万円となっています。4年度との比較では13名の増員や正職員との給与格差の是正方針もあって、給与費と共済費とを合わせて5,210万円の増額となっております。

次のページは債務負担行為の調書でございまして、過去において議決を頂いております7つの事項と新たに久徳うぐいすこども園の給食調理業務や固定資産税の課税資料の

業務、子ども子育て支援事業計画の策定、都市公園の遊具設置工事など、これらにつきましては、後年度に負担を要する事業の支出済額と今後の支出予定額を記載したものでございます。

次のページは、先ほど申し上げましたように、地方債の4年度の現在高と5年度の残高見込額を記載しているものでございます。

以上で令和5年度一般会計予算の説明を終わりますので、よろしくご審議を頂きますようお願いを申し上げます。

○議長（松居亘君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号については、予算特別委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は予算特別委員会に付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（松居亘君） 日程第31 「議案第26号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第26号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

平成30年度より国保の財政運営の責任主体が滋賀県となったことから、滋賀県から示される標準保険料率、国保事業費納付金等を元に予算編成を行っております。

特別会計予算1ページをお願いいたします。

令和5年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億9,906万9,000円で、前年度比2,609万7,000円、3%の増額となっております。

それでは、事項別明細書で歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。予算書7ページをお願いいたします。

令和5年度予算につきましては、被保険者数は前年度比36人減の1,584人、1,004世帯で見込んでおり、前年度比3%増で予算計上をしております。

5款国民健康保険税ですが、課税所得状況を踏まえつつ、医療、介護、支援金を合計した保険税総額は1億4,642万8,000円を計上し、歳入予算総額の16.3%を

占めております。

次に、15款国庫支出金、出産育児一時金臨時補助金は、今年度に限り、出産育児一時金の金額の増額に伴い、1件につき5,000円の補助金として3万5,000円を計上しております。

25款県支出金では、普通交付金、特別交付金など、前年度より1,082万7,000円増の6億6,137万7,000円を計上し、歳入予算総額の73.6%を占めております。このうち、10目保険給付費等交付金（普通交付金）の6億3,753万3,000円は、県の国保特別会計から保険給付費として全額支払われるもので、医療費の増加見込みにより増額しております。

10節から20節までの交付金は、特定健診などの保健事業に関する交付金を計上いたしております。

次に、8ページ下段の40款繰入金では、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金3,900万2,000円、事務費繰入金2,130万6,000円のほか、未就学児の均等割保険料軽減に係る繰入金53万8,000円を含め6,758万円を計上し、前年度と比較して386万2,000円の減額となっております。

45款5項繰越金では、前年度繰越金2,357万9,000円を計上いたしております。

歳入の主なものは以上で、次に11ページをお願いいたします。

歳出予算につきましては、5款総務費、5目一般管理費では、職員2名分の人件費、被保険者証に係る経費、また委託料では、各種情報連携に関してのデータレイアウトの更新に伴うシステム改修、また連携サーバーの更新等のため279万4,000円を計上し、12ページの負担金としてオンライン資格確認に係るサーバー利用負担金6万2,000円を計上いたしております。

また、国保連合会負担金として、358万2,000円を計上し、5目賦課徴収費では、国税の賦課徴収事務費42万5,000円を、5目運営協議会費につきましては、運営協議会に係る経費として4回分19万8,000円を計上いたしております。

13ページから15ページの10款保険給付費につきましては、医療に係る町負担分、高額療養費、また出産育児一時金や葬祭費を含め、前年比2,633万1,000円増の6億3,753万3,000円を計上し、歳出予算総額の約70.9%を占めております。1人当たりの医療費の増額により、保険給付費は増額となっております。

次に15ページから16ページにかけての22款国民健康保険事業費納付金は、県が市町から徴収する納付金として、滋賀県から示されました2億1,353万円を計上いたしております。医療費分は1億4,283万円と前年より1,055万8,000円の増、後期高齢者支援金分は5,480万円と430万円の増、介護分は1,590万円と80万円の増額となっております。

次に、17ページ、26款保健事業費では374万2,000円を計上し、前年度比

1,098万円の減額となりました。これは健康増進のためBIWA-TEKUアプリ等の運営、管理事務局の交代により委託費、システム使用料の経費がなくなったためでございます。人間ドッグ検診補助金は140人分、前年と同額の280万円を計上いたしております。特定健診等事業費として1,760万5,000円を計上し、前年度比268万3,000円の減額となりました。この減額の要因は、国保啓発用の近江鉄道のラッピング電車等関係事務局の交代によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

健診委託料634万4,000円、特定健診等受診率向上対策事業委託料275万9,000円を健診結果早わかりガイドを作成するための予算計上をいたし、元気アッププロジェクト事業では50万9,000円を計上しております。健康づくりへの意識の高揚、病気の早期発見、早期治療、また重症化予防につなげていきたいと考えております。

35款諸支出金として、県支出返還金を含め388万8,000円を計上いたしております。

令和5年度が多賀町国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。なお、本予算案は去る2月17日に開催されました多賀町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきましてご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第32 「議案第27号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第27号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

特別会計予算書の29ページをお願いいたします。

令和5年度の予算編成に当たりましては、第8期介護保険事業計画および令和3年度と令和4年度の途中の実績を基に、介護認定区分による給付の対象者数や介護サービス

および介護予防サービスの利用推計、地域支援事業等を勘案して見積もり、第1条にありますとおり、予算の総額は歳入歳出それぞれ8億6,360万6,000円を計上いたしました。前年度の予算総額に比較して1,461万6,000円、率にして1.7%の減額予算となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、主な内容についてご説明させていただきます。

予算書36ページをお願いいたします。

まず歳入からご説明申し上げます。5款介護保険料の第1号被保険者保険料は、65才以上の第1号被保険者の方々から徴収する保険料で、前年度より54人減少の2,465人分、1億7,754万3,000円を見込んでいます。

15款国庫支出金につきましては、介護給付費負担金として、介護給付費に対して在宅分の20%と施設分の15%の負担率で計上しており、1億4,205万2,000円、10項国庫補助金は調整交付金と地域支援事業の交付金に加え、インセンティブ交付金である保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金などを合わせて、総額で5,823万8,000円を見込んでおります。

37ページの20款支払基金交付金は、40才から64才までの第2号被保険者の保険料を受け入れるもので、介護給付費分および地域支援事業費分の交付金で、事業費の27%に相当し、総額2億1,886万3,000円を計上しております。

38ページをお願いいたします。

25款県支出金の介護給付費県負担金は、在宅分12.5%、施設分17.5%を計上しており1億1,648万5,000円、15項県補助金は、地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付金を合わせて675万7,000円を計上しております。

30款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として、介護給付費に対して町負担分12.5%相当分の9,943万3,000円、その他、事務費繰入金と地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を合わせまして、合計1億3,467万9,000円を計上いたしました。

39ページ、10項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、828万1,000円を繰入れいたします。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

41ページをお願いいたします。5款総務費、5目一般管理費の主なものは、職員の1人分の給与と令和6年度から令和8年度までの3年間についての第9期老人福祉計画および介護保険事業計画策定業務についての委託料で、合計924万3,000円を計上しております。

42ページから43ページの15項介護認定審査会費につきましては、主には5人の審査会委員と介護認定調査員の報酬および主治医意見書の手数料で、合計533万3,

000円を、25項運営協議会費につきましては、令和5年度につきましては、介護保険事業計画を策定するため、4回の会議を開催する予定で17万6,000円を計上しております。

44ページに移りまして、10款介護給付費、5項介護サービス等諸費につきましては、令和3年度から令和4年度の給付実績の傾向を基に、デイサービスや短期入所、訪問介護などのサービス給付費である5目居宅介護サービス給付費は、給付費を1,000万円減額し2億4,000万円、12目地域密着型介護サービス給付費は、認知症のグループホームや小規模多機能型介護サービスなどの給付費で1,000万円減額の1億1,500万円、15目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなどでの給付費ですが、600万円増額の3億4,100万円、介護サービス等諸費合計は、前年度と比較しまして1,430万円の減額となり、7億3,390万4,000円を計上しており、歳出予算総額の85%を占めています。

45ページ、10款7項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に提供するサービスで、福祉用具のレンタルや住宅改修費などの介護予防の給付費等の合計で、46ページに移りまして、373万4,000円を計上しております。

46ページから47ページにかけての20項高額介護サービス費につきましては、1か月の利用者負担額が一定の額を超えたときに、超えた分を払い戻す制度ですが、介護と予防と合わせて1,863万円でございます。

23項高額医療合算介護サービス等費は、介護と介護予防と合わせて352万円を計上、25項市町村特別給付費、これは本町では紙おむつの給付を実施しておりますが、前年度同額の450万円を計上しております。

48ページに移りまして、30項特定入所者介護サービス等費は、低所得者の要介護認定者が施設サービスなどを利用したときに、食費や居住費について限度額を超えた分を補足給付するもので、前年度より151万円減額し、介護予防分との合計で3,502万2,000円を計上しています。

17款地域支援事業費、10項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、主に介護予防通所型事業の委託料や負担金および介護予防の計画作成を担う介護支援専門員の会計年度職員の報酬費が主なもので、合計1,699万4,000円を計上しております。

50ページ、17款15項一般介護予防事業費につきましては、65歳以上の方なら誰でも参加できる介護予防教室などの委託料が主なもので185万円、20項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、高齢者の総合的な相談支援を行う地域包括支援センターの運営費で、主なものは職員3人分の給与や会計年度職員の報酬等が主で1,803万7,000円、52ページをお願いします。35目在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、湖東圏域として広域で取り組んでいる事業費負担金として1,500万円、また、40目生活支援体制整備事業では、地域支え合いの体制整備事業につ

いて社会福祉協議会への委託料500万円、認知症総合支援事業は、主に認知症の初期段階で家族や本人への専門的支援を豊郷病院に委託しているもので323万5,000円、合計2,910万7,000円を計上しております。

主なものは以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

山口議員。

○10番（山口久男君） 私、委員外議員ですのでお聞きします。

今度、第9期の介護保険料がこれから決めるということになりますので、やはりそれに一番関係するところは、介護保険の準備基金です。令和5年度は828万円ほどの繰入れをされているということですので、あと残り大体どの程度この介護給付準備基金が残っているのかお尋ねをいたしたいと思っております。それだけですので、その点、お聞きします。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えします。

令和3年度末の現残高から5年度の繰入金を引きますと8,468万1,431円となります。

以上です。

○議長（松居亘君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第33 「議案第28号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第28号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算65ページをお願いいたします。

令和5年度の多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億2,067万2,000円で、前年度比29万6,000円の増額で、0.2%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算から、主なものについて事項別明細書にてご説明申し上げます。

す。

70ページをお願いいたします。

5款後期高齢者医療保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合の試算を基に算定し、被保険者につきましては1,330人で、前年度と比較し20人の増加で予算計上をいたしております。

特別徴収、普通徴収合わせて8,760万2,000円で、前年度に比べ12万5,000円の増額で見込んでおり、歳入予算総額の72.6%を占めております。

15款繰入金の3,289万3,000円は、事務費に係るものと保険料軽減措置に係る保険基盤安定繰入金で、前年度比17万1,000円の増額となっております。

71ページの20款諸収入、保険料還付金、還付加算金を前年度と同額の17万円を計上いたしております。

次に、72ページをお願いいたします。

歳出予算でございますけれども、5款総務費、総務管理費、5目の一般管理費では、職員1名分の人件費と被保険者証の交付や給付に係る申請受付などの事務経費として652万3,000円を計上し、また10項5目徴収費では、保険料徴収事務に係る経費として9万1,000円を計上いたしております。総務費では前年度比9万8,000円の増額となっております。

10款後期高齢者医療広域連合納付金1億1,389万円は、歳出予算総額の約94%を占め、保険料や保険基盤安定繰入分を負担金として納付するもので、前年度比19万8,000円の増額でございます。医療費につきましては、増大傾向にあり、県全体で前年比5%増で見込んでおります。

令和5年度の多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は、議場の時計で2時50分といたします。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34 「議案第29号 令和5年度多賀町育英事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 「議案第29号 令和5年度多賀町育英事業特別会計予算について」、提案、ご説明申し上げます。

特別会計予算書81ページをお願いいたします。令和5年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ470万5,000円とし、前年比84万円の増額予算とさせていただきます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。

86ページをお願いします。歳入からご説明させていただきます。

5款財産収入、利子及び配当金6,000円は、多賀町育英基金に係る利子収入を見込んでおります。

次に、10款繰越金は、令和4年度からの繰越金1,000円を計上しております。

20款繰入金、基金繰入金では、主に奨学資金給付金に充当するほか、事業に必要な支出に充当するため、多賀町育英基金より469万8,000円を繰入れするものでございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。87ページをお願いいたします。

5款総務費、一般管理費8万5,000円は、年間2回の運営委員会開催に係る経費として、報酬の発生する委員7人分の報酬7万7,000円と、文書郵送に係る経費として切手代、通信運搬費8,000円を計上しております。前年度比、増減はございません。

次に、奨学費では、奨学資金給付費として462万円を計上させていただき、前年度と比較して84万円の増額としております。年間の奨学給付金は1人当たり、高校生で8万4,000円、大学、専門学生で16万8,000円でございます。支給計画人数につきましては、高校生15名、大学生および専門学生を合わせて20名、合計35名分として、令和4年度の実績ベースと比較し、15名の増加としております。計画人数につきましては、コロナ禍による影響、また昨今の物価上昇による影響を受けて、経済的に苦慮されている方も増加しているのではないかとということをご考慮させていただき、増額予算としております。

なお、本予算案につきましては、去る2月16日に開催しました多賀町育英資金運営委員会でご審議いただき、ご承認を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第29号 令和5年度多賀町育英事業特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第35 「議案第30号 令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」、日程第36 「議案第31号 令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」、日程第37 「議案第32号 令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は関連がありますので、一括議題といたします。

3議案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第30号 令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」、ご説明を申し上げます。

特別会計予算書の89ページをお願いいたします。

令和5年度の歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり13万5,000円で、前年度と同額となりました。

内容でございますが、94ページをお願いいたします。

歳入の5款財産収入でございますが、基金利子として1,000円、10款の繰越金では、前年度からの繰越額1万円を見込んでおります。

15款5目の預金利子は、普通預金利子として1,000円を計上して、20款基金繰入金につきましては、前年度と同額の12万3,000円を取り崩し、財源充当をしております。

続いて、95ページの歳出でございますが、5款区議会費では、5人の委員報酬と管理会の運営経費として、前年度と同額の10万1,000円を見積もりました。

また、10款5項5目財産管理費は、山林監視員の報償費や借地料など、こちらも前年度と同額の3万4,000円を計上しております。

次に、「議案第31号 令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」

でございます。

97ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり122万6,000円、これも前年度と同額でございます。

内容でございますが、102ページをお願いいたします。

102ページの歳入では、財産収入は基金利子として1,000円、20款では、前年度からの繰越金48万円を見込んでいます。

また、諸収入では、普通預金利子1,000円と30款基金繰入金では74万4,000円を取り崩し、財源充当しております。

続きまして、130ページ、歳出でございます。5款の区議会費では、7人の委員報酬と管理会の運営経費として、前年度と同額の15万8,000円を計上しております。10款財産管理費では、山林作業に係る報償費や委託料のほか、借地料など財産管理に要する経費として、これもまた前年度と同額の96万8,000円を見積もっております。

次のページ、104ページの予備費につきましても同額、10万円でございます。

続きまして、「議案第32号 令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」でございます。

107ページをお願いいたします。

こちら第1条の記載のとおり歳入歳出予算総額13万2,000円で、前年度と同額でございます。

内容につきましては112ページをお願いいたします。

歳入でございますが、当財産区は長年、立木の売払い収入や預貯金などを財源として運営が行われてきましたけれども、低迷する木材価格などの影響によりまして収益悪化が続いてきたことから、その財源の多くを担ってきました預貯金残高が減少しまして、財産区の運営財源がなくなりつつあります。このことから、令和3年度管理会におきまして、令和4年度より新たに関係集落から負担金を拠出することにより運営を行うこととなっております。

令和5年度におきましても、昨年度令和4年度予算と同様に、5款分担金および負担金で5万5,000円の負担金を関係集落から拠出を頂き、そのほか運営財源として、財産収入では立木の売払い収入として1,000円、15款の繰越金で、前年度からの繰越見込額7万5,000円、また預金利子1,000円を計上しております。

113ページの歳出でございますけれども、5款の一般管理費では5人の委員報酬と管理会の運営経費として9万2,000円、また、10目の財産管理費では監視員の報償費など4万円を見積もったものでございます。

以上、これら3つの財産区予算案の説明とさせていただきますが、多賀および霊山財産区におきましては去る2月14日に、また、大滝財産区におきましては2月20日に

会議を開かれまして、それぞれの財産区管理会の同意を頂いておりますことを申し添えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（松居亘君） これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第30号 令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第30号 令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第31号 令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第31号 令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第32号 令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第32号 令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第38 「議案第33号 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 「議案第33号 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算」につきまして、ご説明させていただきます。

特別会計予算書の115ページをお願いします。

びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計は、びわ湖東部中核工業団地内における植樹帯や公共法面、公共緑地の草刈り、街路灯の維持管理を行うもので、その主な財源は基金から繰り入れて事業を実施するもので、令和5年度予算は、第1条記載のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ654万8,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書にて歳入からご説明させていただきます。120ページをお願いします。

5款財産収入では、基金利子としまして2万4,000円を見込み、15款繰入金では、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金より、事業に必要な財源としまして602万4,000円を繰り入れ、20款繰越金では、前年度繰越金としまして50万円を計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

121ページをお願いします。

歳出総額は当初予算654万8,000円を計上し、前年度の実績見込み等により71万9,000円の減額となりました。事業内容につきましては、昨年度と同様の草刈り作業委託料が主なものでございます。

5款総務費、10目公共緑地維持管理費の10節需用費では、工業団地内の街路灯の修繕料としまして20万円、12節委託料では、工業団地内の歩道、植樹帯、公共法面、遊歩道などの除草作業や街路樹の剪定作業などの委託料634万8,000円を計上し、昨年度より71万9,000円減の654万8,000円を計上したものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第33号 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第39 「議案第34号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第34号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書123ページをお願いいたします。

令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計の予算は、第1条の記載のとおり歳入歳出それぞれ7,015万円とし、第2条では地方債、第3条では一時借入金の借入最高額を1,000万円と定めております。

予算書126ページをお願いいたします。

第3表地方債では、地方公営企業法適用移行支援業務委託の財源とするため、740万円を限度額として借入れを予定しているものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明申し上げます。

予算書129ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、5款県支出金では、高度処理維持管理費に対する県の自治振興交付金としまして、佐目、萱原の両処理区で55万5,000円の受入れ、さらには、処理施設等の維持管理計画に基づき、設備ならびに機器等の維持補修事業に対し、農山漁村地域整備交付金630万円を受け入れる予定でございまして。

20款繰入金は、事業の資金確保のため一般会計からの繰入金で、前年度より49万1,000円増の5,082万9,000円を計上しております。

予算書130ページをお願いいたします。

40款使用料及び手数料の農業集落排水使用料は、前年度より28万4,000円減の475万8,000円を見込んでおります。

45款町債、5項5目公営企業会計適用債では、前年度より190万円増の740万円の借入れを予定しております。

予算書131ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、5款総務費では、職員1名の給与、職員手当、共済費などに要する費用が主なもので、総務費全体で前年度より30万1,000円増の707万1,000円を計上しております。

予算書132ページの10款事業費では、萱原、佐目両処理場ならびに真空ポンプやマンホールポンプ施設などの維持管理に係る経費としまして、主なもので、11節需用費では、両処理場の真空ステーションなどの光熱費としまして435万4,000円、修繕費は、緊急時の修理費用や真空弁のオーバーホールなど、合わせて100万円を計上し、12節の委託料では、水質検査、真空ポンプ施設監視業務、汚泥引き抜きによる浄化槽清掃等のほか、地方公営企業法適用移行支援業務、インボイス制度導入に向けたシステム構築業務など管理委託経費としまして1,779万4,000円を計上し、14節工事請負費では、両処理場の施設ならびに機器等の長寿命化を目的とした維持管理計画に基づき、施設維持補修工事費として1,050万円を計上しております。

予算書133ページをお願いいたします。

公債費では、元金償還で2,267万8,000円、利子で627万5,000円、合計2,895万3,000円を計上しております。

予算書140ページの債務負担行為における前年度までの支出額および当年度以降の支出予定額では、前年度支出済額を240万円、令和5年度支出予定額を506万円としております。

予算書141ページの地方債残高見込額では、令和5年度末現在として、令和4年度末に対し1,527万8,000円減の2億9,627万2,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第40 「議案第35号 令和5年度多賀町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第35号 令和5年度多賀町水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

予算書143ページをお願いいたします。

令和5年度水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、給水戸数3,180戸、年間総給水量136万9,171 m^3 、1日平均給水量は3,740 m^3 、1日最大給水量は5,327 m^3 となっております。主な建設改良事業としましては、老朽管更新事業で4,620万円を予定しております。給水戸数につきましては、新たな住宅団地の開発などにより令和4年度より32戸の増を見込んでおります。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で3億9,171万7,000円、支出で3億3,286万5,000円とし、収支差引き5,885万2,000円の利益を見込んでおります。

予算書144ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入および支出につきましては、資本的収入の総額を令和4年度より899万円増の5,000万円、資本的支出の総額を1,982万8,000円減の2億1,098万4,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをいたします。

第5条では企業債の限度額、第6条では一時借入金の限度額、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費をそれぞれ定めているもので、企業債の限度額は、建設改良事業として令和4年度と同額の4,000万円、一時借入金の限度額は5,000万円とし、145ページで、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしましては、職員給与費2,369万8,000円としております。

第9条の他会計からの補助金では、起債償還のために、元利償還額の2分の1相当分の7,597万8,000円を一般会計から受け入れる予定でございます。

第10条の棚卸しの資産購入限度額は、材料に300万円、量水器に66万円の合計360万円と定めております。

それでは、予算計画説明書にて説明をさせていただきます。

予算書154ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明をさせていただきます。水道事業収益の総額を3億9,171万7,000円といたしまして、主な収入は、営業収益2億7,795万1,000円のうち、水道使用料では、前年度より250万円増の2億6,576万9,000円、他会計負担金では、消火栓維持管理費といたしまして578基分の1,156万円を見込んでおります。営業外収益の他会計補助金では、起債の元利償還金1億5,195万6,000円の2分の1相当分7,597万8,000円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして、繰延収益の収益化のため3,700万円の収入を予定しております。

予算書155ページの収益的支出につきましては、水道事業費用の総額を3億3,286万5,000円といたしまして、主な支出は、1目営業費用の原水および浄水費では、浄水処理施設の保守点検管理や原水水質検査費用など、委託料としまして2,470万3,000円、送配水管を含む各施設の修繕としまして940万円、取水ポンプおよび送水ポンプの動力費としまして2,400万円、滅菌などの薬品費としまして304万8,000円を計上しております。

2目配水および給水費では、量水器検針委託料や浄水水質検査委託料など、総額1,210万8,000円、予算書156ページの修繕費では、各施設の修繕、配水管、給水管の漏水修理などの費用で560万円。

4目総係費では、職員3名分の給与、手当、福利厚生費に加え、157ページの委託料では、設計積算単価の資料作成やインボイス制度導入に向けたシステム改修費用としまして151万7,000円などの経費を計上し、総係費全体で、前年度から150万8,000円増の2,999万4,000円を計上しております。

5目減価償却費では、建物や構築物などの固定資産減価償却費としまして1億6,516万円を計上し、6目資産減耗費では、固定資産除却費としまして900万円を計上しております。

予算書158ページの2項、営業外費用では、企業債利息としまして3,537万5,000円を計上し、消費税及び地方消費税では800万円を計上しております。

予算書159ページの資本的収入では、その総額を5,000万円としまして、その主なものは3項企業債で老朽管更新事業に要する費用の水道事業債で、前年度と同額の4,000万円を計上しております。

予算書160ページの資本的支出では、その総額を2億1,098万4,000円とし、主なものとしまして、工事請負費で、老朽管更新事業として檜崎地区および土田地区の配水管布設替、一円地区の舗装本復旧工事に要する費用としまして、前年度より2,247万5,000円増の9,377万5,000円を計上しております。企業債償還金では、老朽管更新や施設改修のため借り入れた企業債の償還に要する費用としまして、前年度より289万3,000円増の1億1,709万9,000円を計上しております。

予算書166ページの企業債残高見込みでは、令和5年度末現在としまして、令和4年度末に対し7,709万9,000円減の25億4,717万5,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号については、会議規則第39条第1項の規定により、産

業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第41 「議案第36号 令和5年度多賀町下水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第36号 令和5年度多賀町下水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

予算書は167ページをお願いいたします。

令和5年度の下水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、処理区域内人口6,758人、年間処理水量163万4,522 m^3 、1日平均処理量4,478 m^3 、主な建設改良事業としましては、雨水排水整備事業1,677万5,000円を予定しております。

第3条記載の収益的収入および支出の予定額につきましては、収入で4億4,798万4,000円、支出で4億4,718万9,000円とし、収支差引き79万5,000円の利益を見込んでおります。

予算書168ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入および支出の予定額につきましては、資本的収入の総額を1億4,786万6,000円、資本的支出の総額を2億6,455万2,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをするものでございます。

第5条では企業債の限度額、第6条では一時借入金の限度額、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費をそれぞれ定めるもので、企業債限度額につきましては、下水道事業債が750万円、流域下水道事業債が1,940万円、資本的平準化債が6,000万円と定めております。169ページで、一時借入金の限度額は5,000万円とし、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費が1,232万円としております。

第9条の他会計からの補助金は、事業の資金確保のため4,284万2,000円を一般会計から受け入れる予定でございます。

それでは、予算計画説明書にて説明をさせていただきます。

予算書178ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明をさせていただきます。下水道事業収益では、営業収益3億2,

240万2,000円のうち、下水道使用料としまして3億748万6,000円を見込んでおり、前年度に対し6,275万6,000円の増としております。営業外収益の他会計補助金では2,800万円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして8,646万8,000円の収入を予定しております。

予算書179ページの収益的支出では、1項営業費用の主なものとしまして、1目管渠費で、管渠清掃やポンプ場管理、雨水出水浸水想定区域図作成業務など、施設等の維持管理経費として4,458万1,000円を計上しております。

予算書180ページの3目流域下水道維持管理負担金では1億3,470万9,000円、4目減価償却費では2億657万7,000円を計上しております。

2項営業外費用の主なものとしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として3,219万8,000円を計上しております。

予算書181ページをお願いいたします。

資本的収入の主なものとしまして、1項企業債として8,690万円、他会計出資金として4,700万円、補助金では、雨水排水整備工事に対する補助金等として843万7,000円を計上いたしております。

予算書182ページの資本的支出の主なものとしましては、1項建設改良費で、管渠整備事業としまして、雨水排水整備事業の工事請負費としまして1,677万5,000円、琵琶湖流域下水道の施設建設に伴う負担金としまして1,949万6,000円を計上し、2項企業債償還金として2億2,828万1,000円を計上しております。

予算書188ページの企業債残高見込みでは、令和5年度末現在として、令和4年度に対し1億4,138万1,000円減の20億1,703万7,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第42 「認定第37号 町道路線の認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「認定第37号 町道路線の認定について」、ご説明申し上げます。

議案書71ページをお願いいたします。

今回お願いいたします町道路線の認定につきましては、大字久徳区内で1件、大字月之木区内で1件の分譲宅地開発が行われ、既にそれぞれ販売も開始されておりますが、その団地内道路についての認定でございます。

都市計画法39条において、開発行為により設置された公共施設については、町の管理に属するものと規定されておりますことから、開発の事前審査である都市計画法第32条の規定に基づき、公共施設の協議を行った上、開発工事完了後、道路敷地の寄付を受けたものであり、道路法第8条第2項の規定によりまして町道の認定をお願いするものでございます。

路線番号1177番の町道久徳用水一号線は、大字久徳字用水382番1を起点とし、用水382番28を終点とする延長187m、幅員6から14.5mの路線。

路線番号1178番の町道久徳用水二号線は、大字久徳字用水382番29を起点とし、用水382番25を終点とする延長81.3m、幅員6から14mの路線としております。

路線番号1179番の月之木二号線は、大字月之木字南川原の57番3を起点とし、南川原57番19を終点とする延長201.7m、幅員6から16mの路線。

路線番号1180番の月之木三号線は、大字月之木字南川原57番10を起点とし、南川原57番18を終点とする延長55.9m、幅員6から15.9mの路線の合計4路線でございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第43 「発委第1号 多賀町議会の個人情報保護に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 「発委第1号 多賀町議会の個人情報の保護に関する条例について」提案説明を行います。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、現行の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が新個人情報保護法の1本の法律に統合をされました。

これにより、大学、病院等含む民間業者、国の行政機関、議会を除く地方公共団体の機関等における個人情報の取扱いなどに関する共通ルールが規定され、また、国の個人情報保護委員会がこれらの機関を監視することになりました。

一方、各地方公共団体の議会は、この共通ルールの適用対象から除外され、自律的な対応に委ねるものとされております。

現在、多賀町議会の個人情報の保護制度については、多賀町個人情報保護条例に規律されてますが、本定例会の議案第9号、多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例について、町長提案の中で多賀町個人情報保護条例の廃止がうたわれております。

しかしながら、廃止後の令和5年4月1日以降も、引き続き地方公共団体の機関として、議会も個人情報の適正な取扱いを確保する責務があります。

よって、議会における個人情報の保護と適正に取り扱っていくために、多賀町議会の個人情報の保護に関する条例を提案いたします。

この条例は、第1章から第6章までで構成をされています。第1章では、総則で目的、定義、議会の責務を第1条から3条まで、また、第2章個人情報等の取扱いを第4条から16条、町長提案の中にもありました個人情報の取扱いについては、全員協議会で資料をお渡しをされていると思いますが、その点は、5ページ、全体で30ページあるんですが、5ページに載っていますので、ご理解を頂きたいと思います。第3章においては、個人情報ファイルを第17条で、第4章、開示、訂正および利用停止、審査請求を第18条から46条で、第5章雑則を第47条から52条で、第6章罰則を第53条から57条で規定をしています。

最後に、付則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上で、本条例の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、議案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますように、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発委第1号 多賀町議会の個人情報の保護に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第44 「請願第1号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願」を議題とします。

本請願について、紹介議員の山口久男議員より、請願趣旨の説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「請願第1号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願」について、趣旨説明を行います。

請願者は、特定非営利活動法人、滋賀県精神障害者家族会連合会、理事長、川並正幸氏からであります。

請願の趣旨です。近年、こころの病気は特別な人がかかるものではなく、誰もがかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約420万人で、国民の重要五大疾病中第1位です。国民の30人に1人が精神障がいの方で増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困り事はそれぞれ違って、回復にとっても時間がかかります。その中にひきこもりや未就労の方が多く、他の身体、知的障がい者と比べ雇用数、定着率はとても低い状況です。家族会の全国組織が実施したアンケート調査結果では、1か月の平均収入は約6万円で、無年金者は約20%という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、保険医療費の助成は精神科以外、一般の3割負担になっています。

障害者総合支援法では、身体、知的、精神の3障がいを一元化して、障がい福祉サービスを共通した制度で提供を規定しています。しかし、医療助成については身体、知的障がい者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障がい者は精神科の通院のみであります。結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることもまれではありません。からだあつてのこころです。2021年7月31日にNHKで放映されたETV特集「ドキュメント 精神科病院×新型コロナ」で、「精神科病院で身体の病気が起こったときに、患者が受ける治療は精神に障がいがない人が受けている治療よりも劣って

いる」との報道がされ、精神科病院における医療体制の実態が明らかにされています。

奈良県では、既に精神障害者保健福祉手帳の所持者へは医療費助成を行っています。滋賀県保険医療計画にある「精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる」姿の中に、下記の医療費助成制度の改善を要望するものです。

請願事項、精神障がい者のこころとからだが安心して医療に関わることができるよう、医療費助成制度の改善をしてください。

具体的には、入院医療費、および精神科以外の受診においても、奈良県と同様な医療費助成制度を適用されるよう、滋賀県に意見書の提出をしてくださいというものであります。

議員各位のご理解、ご賛同をお願いし、本請願の趣旨説明といたします。

○議長（松居亘君） 請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することとします。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は3月7日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時51分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 山 口 久 男

多賀町議会議員 川 添 武 史